

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2010年1月号 | No. 1/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新事務局次長（特許担当）

ジェームズ・プーリー（James Pooley）氏が、2009年12月1日付けで、PCT、特許法に関する常設委員会、イノベーション促進、及び技術移転の分野を所管する事務局次長（特許担当）に就任しました。

米国籍のプーリー氏は、1973年以来、シリコンバレーにおいて独立開業弁護士として活動し、州及び連邦裁判所における特許、商標及び著作権に関する広範にわたる事件を扱ってきました。プーリー氏はまた、カリフォルニア大学ロースクール（Boalt Hall Law School（the University of California at Berkeley））で非常勤教授として長年教鞭を執るとともに、特許及びトレードシークレットに関する多くのテキストを執筆してきました。近年ではプーリー氏は、米国知的所有権法協会（AIPLA）会長、及び国立著名発明家会館（National Inventors Hall of Fame）総裁を務めてきました。



ジェームズ プーリー
WIPO 新事務局次長
（特許担当）

プーリー氏のこれまでの経歴に関する更なる情報は、以下のサイトに掲載されている WIPO 文書 WO/CC/61/2 Annex V の履歴書で参照できます。

http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=123292

フロリダ州司法長官によって止められた PCT 料金請求詐欺事件

先月フロリダ州裁判所は、米国フロリダに基盤をおく会社（Federated Institute for Patent and Trademark Registry）に対し、PCT ユーザーを含む特許及び商標出願人に対し、誤解を与える請求書を送付したことにより、州の欺瞞的・不公正取引慣行法に違反しているとの判決を下しました。

この会社は、“Register”と呼ばれるものに PCT 出願をリストアップするという、実際は何の価値もないサービスの提供に対する料金請求を行っていました。本件について、WIPO はフロリダ州当局に協力しました。審理中に WIPO の PCT 専門家がこの請求書の誤解を与える性質及び PCT 出願人が蒙り得る被害について証言を行いました。本件判決は欺瞞的慣行の抑制に向けたステップを前進させるものであり、WIPO はこのような行為を抑制する努力を行っている州や国の捜査当局との協力を継続いたします。

本裁判事件に関する詳細は、フロリダ州司法長官局発行のプレスリリースに公開されています。以下のサイトをご参照下さい。

<http://www.myfloridalegal.com/newsrel.nsf/newsreleases/1F9988D229725B6B85257690006ADBB4>

PCT の出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで一貫して注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“WBIP, Corp –

World Bureau Intellectual Property” 名の二通の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性があるすべての PCT 出願人及び PCT 出願に記載の発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号： +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号： +41 22 338 83 39
 電子メール： pct.infoline@wipo.int

PCT オンライン文書アップロード機能の本格運用開始

PCT オンライン文書アップロード機能の試験段階に関して PCT Newsletter No. 1/2009 でお知らせしていましたが、続いて、2010 年 1 月 18 日より同サービスが本格稼動することになりました。

オンライン文書アップロード機能では、PCT 出願人及び／又は代理人が、国際出願に関して、ウェブインターフェース経由による PDF 形式の電子文書で、国際事務局に対して提出することができます。同サービスの主な利点は、出願後の電子文書を国際事務局に迅速かつ効率的に提出することができ、その結果、紙による郵送に関する費用と時間を省くことが可能であり、かつ、FAX 送信や紙のスキャンによるイメージの品質の問題も克服することができます。

重要：同サービスは**国際出願の当初のオンライン出願に利用するものではありません**。その後の文書であって、（受理官庁としての機能ではなく）**国際事務局としての機能のみに** WIPO に通常提出するものに制限されています。また、国際事務局が受理官庁より記録の写しをまだ受け取っていない出願、及び出願手続が開始されていない出願について文書をアップロードすることはできません。

この方法で提出可能な文書の種類の例は、

- － 19 条に基づいた請求の範囲の補正
- － 規則 92 の 2 に基づいた名義、名称、住所等の記録の変更の要請
- － 取下げの通告
- － 補充国際調査（SIS）の請求、並びに、場合によって、補充国際調査のための国際出願の翻訳文及び規則 13 の 3 に基づいた配列リスト
- － 国際調査機関の見解書に対する非公式コメント
- － 国際事務局宛の一般的な連絡

このような文書のオンライン転送に関して、以下の方法をお勧めします。

- － PDF テキスト文書、すなわち、MS Word（又は他のワードプロセッサ）で作成したのち PDF に変換された文書のアップロード。これにより国際事務局が PDF ファイルに埋め込まれたテキストを電子的に処理することが可能。

- 文書のタイプの明確な表示、特に取下げの通告の場合。
- 書簡でのテキスト列署名の利用、例えば、“/ John Smith /”といった文字を使った署名の利用（言い換えれば、署名のために紙に書いた書簡を印刷した後、提出のためのスキャンを行うといった作業が不要）

2010年1月18日以降、オンライン文書アップロード機能とあわせて、同機能の説明及び簡単な使用説明が記載されたユーザーガイドラインについて、WIPOのPATENTSCOPE®ウェブサイトを通じて、「PCT Service Center」のリンクをクリックすることにより参照できます。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

2010年1月1日付で、国際事務局が、PCT国際出願で利用するために、WIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)を通じて、優先権書類を取得することが可能となりました。2009年12月30日に行われた本件に関する通知は、以下のウェブサイトの「Notification by the International Bureau」の見出しで確認できます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/pdocforum/participating.html>

したがって、PCT出願人は、以下の場合には、認証謄本の提出義務の代わりに、優先権書類としての利用のためDASから先の出願の写しを取得することを国際事務局に請求することができます。

- (a) 該当する書類が、DASフレームワークに参加している官庁(“depositing office”、以下参照)によってDASに蓄積されている場合、かつ
- (b) 出願人が、以下の出願人のポータルサイトを使って、国際事務局が当該書類に対してのアクセス権を有することを示している場合

https://webaccess.wipo.int/priority_documents/en

背景

現在、以下の官庁(“depositing office”)が出願人に対してDASの利用を認めています。

AU - オーストラリア特許庁

ES - スペイン特許商標庁

GB - イギリス知的所有権庁(特許庁の運営名称)

IB - WIPO国際事務局(受理官庁としての国際事務局に出願されたPCT出願に対して)

JP - 日本国特許庁

KR - 韓国知的所有権庁

US - 米国特許商標庁

さらにいくつかの官庁が近い将来このシステムに参加する見込みです。DAS利用についての官庁(“depositing office”)に対する請求方法の詳細は、それぞれの官庁の関連ウェブサイトを確認できます。

DASを通じて国際事務局により取得された優先権書類の認証の法的根拠は、PCT規則17.1(b)の2(ii)、及び同規則に関連する実施細則第715、716号に規定されています。これら実施細則は2010年1月1日付で施行されています(以下の「PCT実施細則の改正」を参照)。

PCT規則17.1(b)に基づいて受理官庁によって行われていた、優先権書類が受理官庁により発行される場合に、優先権書類を作成し及び国際事務局に送付するサービスは継続され、DASサービスの追加による影響はありません。

PCT 国際出願での DAS の利用

国際事務局は、PCT 規則 17.1(b)の2)に規定された 16 ヶ月の提出期限が 2010 年 1 月 1 日に満了していないいかなる国際出願について DAS を通じた書類の取得を請求できますが、出願人が DAS を通じて国際事務局が該当出願を利用可能とするためのすべての必要なステップを行っていることが必要です。出願人は、該当書類が DAS で利用可能であることを確認するほかに、該当書類へのアクセスを国際事務局に許可することを示すためのウェブポータルボックスにチェックする必要があります。さもないと、国際事務局は書類を取得することができません。

国際事務局は同サービスの手数料を徴収しませんが、官庁によっては、最初に DAS に優先権書類が利用可能とするための手数料を徴収するかもしれません。

請求

国際事務局に対する DAS からの優先権書類の取得の請求は以下の方法で行うことができます。

1. 紙出願

2010 年 1 月 1 日から利用する願書の Box No. VI (“Priority Claim”) の関連チェックボックスにチェックを入れます。同願書は以下のウェブサイトから利用可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/ed_request.pdf

2. 電子出願及び PCT-EASY 出願

PCT-SAFE 上に紙出願時と同等のチェックボックスが実装されるまでの間、国際事務局に対する書簡を同封し、DAS を利用した一部又は全ての優先権書類の取得の請求を明確に行う必要があります。書簡の内容はできれば以下のような文言で、その他の事項は記載しないようにして下さい。

“The International Bureau is requested to retrieve [the priority document(s)] [the following priority document(s)] for this international application using the WIPO Digital Access Service for Priority Documents.”

一部の書類のみ同システムを通じて利用可能とする場合には、どの優先権書類を取得可能とするのか、他の書類は受理官庁によって送付されるのかあるいは従来の方法で認証謄本として提供されるのか、書簡において特定しなければなりません。

そのような書簡は、以下のように PCT-SAFE で作成された出願に含めることができます。

- (a) “Contents”タブ中の “Accompanying Items”を選択します。
- (b) item types のドロップダウンリストから “Other”を選択し、item を記載できるボックス内に “p-doc retrieval”と記入します。
- (c) (i) PCT-SAFE を使った完全な電子出願の場合、 “Content Details”リストに表示された “p-doc retrieval”をダブルクリックして書簡を含むファイルを添付できるようダイアログボックスを開きます。
- (ii) PCT-EASY 又は PCT-EASY/EFS-WEB 出願の場合、リストに表示された “p-doc retrieval”をダブルクリックし、書類が同封されていることを示して下さい。

3. 出願済みの国際出願

書簡を送付し、優先日から 16 ヶ月までに国際事務局に到達しなければなりません。そして、同書簡では、国際出願番号引用し、DAS を通じて一部又は全ての優先権書類を取得する旨の請求を明確に行う必要があります。書簡の内容はできれば以下のような文言で、もしその他の事項を扱う場合には明確に別のセクションとして記載して下さい。

“The International Bureau is requested to retrieve [the priority document(s)] [the following priority document(s)] for international application PCT/XXyyyy/nnnnnn using the WIPO Digital Access Service for Priority Documents”

ヘルプ

優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) に関しては、PCT-SAFE ヘルプデスク (pctsafe.help@wipo.int) でサポートを受けることができます。PCT-SAFE と同様、DAS 関連事項についても中心の役割を果たします。

PCT 実施細則の改正

優先権書類について出願人による直接提供に代えて、受理官庁又は国際事務局による電子図書館からの取得を出願人が請求できるよう、PCT 規則の実施するための PCT 実施細則の改正が行われました。これらの改正は 2010 年 1 月 1 日から発効します (さらなる情報は上記「WIPO 優先権デジタルアクセスサービス (DAS)」を参照)。

これらの改正には実施細則第 715、716 号の追加があります。2010 年 1 月 1 日発効の実施細則の全文は次の WIPO ウェブサイトで、英語及び仏語、並びに PDF 及び HTML 形式でそれぞれご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>
http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai_index.html
<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai.pdf>
http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai_index.html

願書様式の修正

願書様式 (PCT/RO/101) が改訂され、2010 年 1 月 1 日に発効します。

改正は、以下の点です。

- PCT 規則 17.1(b の 2) に従い、受理官庁又は国際事務局による電子図書館からの取得を出願人が請求できるようにするための、Box No. VI (“Priority Claim”) 内のチェックボックスの追加
- ロシア連邦の 2009 年 6 月 5 日発効の国内法の改正を反映させるための、ロシア連邦の指定の除外を可能とする欄の削除
- 出願人が、書面による写しの送付を行わず電子メールのみによる通知の送付を行うことを国際事務局 (受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合も同様) に許可するための、Box II 及び IV 内の新しいチェックボックスの追加 (以下の新しいチェックボックスに関する注意を参照)

願書様式の備考においても対応する修正が行われています。提出された出願書類がファクシミリによって先に提出されたものの原本である場合には、出願人が願書様式に記すよう奨励する旨、新たに記載されています。

願書様式の英語及び仏語の改訂版は、編集可能な PDF フォーマットで次のアドレスからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/request/ed_request.pdf

電子メールのみの通知の送付に関する願書様式内のチェックボックスに関する注意

2010年1月1日発効の修正されたPCT願書様式(PCT/RO/101)の発布に続いて、願書のBox II及びIVの適したチェックボックスにチェックすることにより、国際事務局(受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合も同様)が通知の写しを電子メールのみで出願人に送付し書面形式での送付を行わないことを、出願人が請求できるようになりました。しかし、最初は、その後の書面による写しの受領によって有効となるように、通知を「電子形式のみ(書面による通知はなし)」にする請求の選択は、国際事務局からの電子メールによる事前の通知の写しをうまく受け取ることができている出願人であって、提供された電子メールアドレスへの電子配信に満足している出願人のみが利用することをお勧めします。

国際事務局からの電子メールによる通知の受領の経験のなり出願人やこの方法による受領を希望する出願人のために、第一段階として、電子メールのみによる電子形式の通知の受領を選択するよりも、電子形式の「事前の通知(その後に書面による通知が行われる)」の請求から始めることをお勧めします。このような方法にすることにより、出願人は、選択した電子メールアドレスへの通知の送付が十分信頼できるものであるか、並行して送付される書面による通知の送付の中断を請求する前に確認することができます。

国際事務局に提供された電子メールアドレスの一部に、誤字や有効でないものが含まれており、その結果、電子メールが送り返されるか配信されない、という事実を踏まえ、このような推奨を行っています。国際事務局に送り返された電子メールについては、出願人に通知され、正しい電子メールアドレスを提供するよう求められます。

PCT 最新情報

MD : モルドバ(保護の種類、通信手段の変更、国際公開後の仮保護、発明者の氏名及びあて名の提出期限)

PT : ポルトガル(優先権の回復に適用される基準及び手数料に関する情報)

TH : タイ(一般情報、PCT-SAFE ソフトウェアのPCT-EASY 機能を用いた国際出願の受入)

タイの締約国としての一般情報及びタイ知的財産局(DIP)の受理官庁としての要件に関する情報がPCT出願人の手引き(Annex B1(TH)及びC(TH)参照)において公開されています。

http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexb1/ax_b_th.pdf

http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_th.pdf

タイ知的財産局(DIP)は、PCT-EASYのフレキシブルディスクとともにPCT-EASY形式による願書を含む国際出願を受け付ける旨、国際事務局に通告しています。

調査手数料(オーストリア特許庁)

米国特許商標庁: 2009年12月21日の休業

米国特許商標庁は、2009年12月21日(月)に、悪天候のため、公的な事務処理を目的と

した開庁を行わなかった旨、PCT 規則 80.5 に基づき国際事務局に通告しました。

その結果、国際出願に関連した文書及び手数料が米国特許商標庁に到達すべき期間の末日が 2009 年 12 月 21 日にあたる場合、その期間は延長され、次の日である 2009 年 12 月 22 日（火）に満了します。

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

PCT 実施細則の改正

2010 年 1 月 1 日発効の PCT 実施細則の全文がご利用いただけます。上記「PCT 実施細則の改正」をご参照下さい。

願書様式の修正

2010 年 1 月 1 日発効の英語及び仏語の願書様式 (PCT/RO/101) が更新されました。詳細については、上記「願書様式の修正」をご参照下さい。その他の言語の願書様式については、願書様式の記入例とあわせて現在準備中です。

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての次の機関との間の取決めの最新版が括弧内の日付で発効しました。

- － 中華人民共和国国家知識産権局 (2009 年 12 月 24 日)
- － スペイン特許商標庁 (2010 年 1 月 1 日)
- － フィンランド国立特許・登録委員会 (2010 年 1 月 1 日)
- － 韓国知的所有権庁 (2010 年 1 月 1 日)
- － 米国特許商標庁 (2009 年 12 月 24 日)

この ISA、IPEA 及び SISA としての機関の役割に関する取決めは英語及び仏語でそれぞれ PDF 形式で公開されています。

http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

PCT 条約及び規則のイタリア語版

PCT 条約及び 2009 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則のイタリア語版が PDF で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct.pdf>

http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf

PCT 出願人の手引き：新 Annex SISA (FI)

フィンランド国立特許・登録委員会による補充国際調査の提供について、PCT Newsletter No. 12/2009 でお知らせしましたが、続いて、補充国際調査機関としての資格に関する情報を含む PCT 出願人の手引きの新 Annex SISA が英語及び仏語で閲覧できるようになりました。

http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexsisa/ax_sisa_fi.pdf

http://www.wipo.int/pct/guide/fr/gdvol1/annexes/annexsisa/ax_sisa_fi.pdf

PCT 手数料の減額に関する情報

2009年2月1日以降、次の条件を満たせば、国際調査機関としてのスペイン特許商標庁に支払う調査手数料の75%の減額を受けることができます。出願がスペインにされ、出願人が次に該当する国の国民及び居住者である自然人又は法人であることが条件となります。その国は、欧州特許条約の加盟国ではなく、世界銀行によって低所得、低中所得及び上中所得経済として挙げられている国になります。出願人が複数いる場合には、全ての出願人がこの条件を満たす必要があります。そして、この減額に関する国が新しい一覧として掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/oepm_fee_reduction.html

優先権の回復に関する一覧

PCT規則26の2.3及び49の3.2に基づいて、国際事務局が受理した、受理官庁及び指定官庁による優先権の回復に関する情報の概要一覧の英語版及び仏語版が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/restoration.html>

欧州資格試験 “the European Qualifying Examination (EQE)” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験（EQE）のための資料の準備を手助けするために、EQEの試験委員会の同意のもと、2009年12月31日から、英語と仏語のPCT出願人の手引きの国際段階及び国内段階が4つのPDFファイルとしてウェブサイトに掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_ip.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_np.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_ip.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_np.pdf

印刷する際には、これらのPDFファイルは非常に大きく、どちらか一方の言語についての完全収集は約1700頁の両面印刷の量に達しますのでご注意ください。印刷時の困難性を回避するために、印刷のオプションである「ページの拡大／縮小（S）」で「用紙に合わせる」を選択することができます。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン(2010年1月1日付け version 3.51.044.220)がPCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

当該バージョン (“build 220”) は次の変更を行います。

- － 2009年12月24日からの新PCT締約国であるタイ王国（TH）の追加。
- － 受理官庁としての産業財産庁（チリ）（RO/CL）、公正競争・知的財産保護庁（ペルー）（RO/PE）、知的財産局（タイ）（RO/TH）に関する情報
- － Annex C/ST.25 に準拠するための配列リストファイル（電子出願用）のデータ検証の改良
- － XML形式での完全な電子出願用の特定の特殊文字のための強化文字レンダリング
- － 全官庁の手数料表の更新
- － その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善、並びに

PCTに関する更新

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

2010 年版 PCT 出願人の手引きの新たな番号付け方法

国際事務局は、PCT出願人の手引き (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html>) をよりユーザーフレンドリーにするため構造及び番号付けの大幅見直しを行います。

その結果、章に從属した番号付けを導入し、個別の章番号へのローマ数字の使用を中止します。今回の見直し過程では軽微な編集上の変更も行われており、これらのすべての変更を含んだ最新版の出願人の手引きは 2010 年 1 月 14 日に英語で公開され、その後仏語版も公開する予定です。2010 年 1 月 1 日発効の改正が考慮されている出願人の手引きの更新版は間もなく掲載されます。

実務アドバイス

官庁が二以上の地に所在する場合の期間の末日

Q: 2010 年 1 月 7 日、EPO ミュンヘン本部に国際予備審査の請求書を提出しました。通常、国際予備審査請求書は EPO ハーグ支局に提出しているのですが、本件の国際予備審査請求書の提出期限である 2010 年 1 月 6 日をちょうど過ぎてしまったばかりであったため、1 月 6 日に閉庁していなかったミュンヘン本部にファックスで提出しました。これにより、ミュンヘン本部が 1 月 6 日に閉庁していたことが考慮されて、提出期限が 1 月 7 日まで一日延長され、請求が期限内に受領されたとみなされることを認識していました。もし本件の請求が 1 月 6 日に閉庁していなかった EPO ハーグ支局に提出された場合、提出期限後に提出されたものとみなされたのでしょうか、あるいは、期限内に受領されたものとみなされたのでしょうか。

A: 2010 年 1 月 6 日が期限である EPO への文書の提出や、手数料の支払のいかなる期限も、ミュンヘン本部、ハーグ支局、ベルリン支局のいずれに提出したかを問わず、2010 年 1 月 6 日の期限は、通常 1 月 7 日に延長されます。よって、ハーグ支局に請求書を提出していたとしても、提出期限内で請求書が受領されたとみなされます。

このような事態は、PCT 規則 80.5(iii)、及び、欧州特許条約 (European Patent Convention) で扱われています。本件請求書は実際に閉庁していたミュンヘン本部に提出されたため、PCT 規則 80.5(i)に従い提出期限は延長されます。当該規則では、文書及び手数料が国内官庁又は政府間機関に到達すべき期間の末日が、国内官庁若しくは政府間機関が公の事務の処理のために公衆に対して閉庁していない日に当たる場合には、その期間は PCT 規則 80.5 に規定されたいずれの日にも該当しない後続の最初の日に満了します。一方、もしハーグ支局かベルリン支局のいずれかに請求書が提出された場合には、PCT 規則 80.5(iii)の規定に従うこととなります。同規則には、文書及び手数料が国内官庁又は政府間機関に到達すべき日の末日が、国内官庁若しくは政府間機関が二以上の地に所在する場合、国内官庁若しくは政府間機関の所在地のうち少なくとも一において法定の休日に当たり、かつ、その国内官庁若しくは政府間機関に適用される国内法令が、国内出願について、この場合にはその期間は後続の日に満了すると定めている場合、その期間は PCT 規則 80.5 に規定されたいずれの日にも該当しない後続の最初の日に満了する旨定めています。

EPO の場合、欧州特許条約 (European Patent Convention) 施行規則の規則 134(1)に規定さ

れています。当該規則では、その期間の末日が EPO の出願受理庁のうちの一庁の閉庁日に該当する場合、その期間は、すべての出願受理庁が文書を受理するために開庁している日であって、その期間の後続の最初の日に延長される旨規定されています。

締約国において二以上の官庁又は郵便のあて名が存在する場合、PCT 規則 80.5(iv)が適用される可能性があります。締約国の一部において法定の休日にあたり、かつ、その国内官庁に適用される国内法令が、国内出願について、この場合にはその期間は後続の日に満了すると定めている場合があります。例えば、カナダに関しては、カナダ知的所有権庁 (CIPO) はケベック州に所在しますが、特許庁長官への郵便のあて名として国内の他の地域のいくつかの指定機関が定められています。その一つにオンタリオ州トロントに所在するカナダ産業省があり、CIPO の所在するケベック州と異なる法定の休日があります。よって、指定機関において CIPO と異なる法定の休日にあたる場合 PCT 規則 80.5(iv)が適用されるでしょう。

期間の末日がカナダの法定休日にあたる場合の具体的情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00823.html>

国際事務局が入手した工業所有権庁の年間の閉庁日リストは WIPO ウェブサイトに公開されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/closeddates/index.html>

支局の閉庁日が別途存在する場合もリストに含まれています。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2010年2月号 | No. 2/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

お知らせ

2010年3月2日（火） 日本時間 16時から17時にかけて、日本語によるWIPOウェビナー（インターネット経由の講演）を放送します。PCTの最新情報について説明いたします。ウェビナーは無料で、登録は簡単です。講演日時がせまっておりますので、お早めに登録されることをお勧めします。

<https://www2.gotomeeting.com/register/920444026>

2009年のPCT出願

2009年に出願されたPCT国際出願の件数（速報値）は約155,900件に達し、2008年比4.5%の減少を示しました。PCT出願の減少はPCT制度開始以来初めてですが、世界的景気悪化の影響による当初予想された急激な減少にはならず、依然1978年の制度開始以来3番目の高い出願件数となっています。2010年の前半を通じて、国際事務局は、2009年に国内及び広域官庁に出願されたPCT出願を引き続き受理するため、**2009年についてのこの数字及び以下の数字は速報値となっている点**ご留意下さい。確定した数字は本年の後半に公表されます。

出願の上位4ヶ国は2008年と同様です。米国の出願人が最多の出願を行いました（45,790件、全出願の29.4%）、続いて日本（19.1%）、ドイツ（10.7%）、大韓民国（5.2%）となっています。しかし、2009年は中国が全出願の5.1%で、フランスを抜き5位となりました。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全国際出願の約34.6%を出願しました。特定の先進工業国において大幅な減少を示している一方、東アジア、特に日本（3.6%増）、韓国（2.1%増）及び中国（29.7%の大幅増）では増加を示しています。PCT出願の国別件数（第1出願人の居所の国毎）を示した表がWIPOプレスリリースPR/2010/632のAnnex1で公開されています。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2010/article_0003.html

ANNEX2にある2つ目の表には国別出願上位15ヶ国の、全出願に対する割合及び増加率を上位国から順に示されています。

2009年は日本企業のパナソニック株式会社が1,891件で第1位の出願人となりました。第2位は、2008年の第1位の出願人であったHuawei Technologies Co. Ltdで1,586件でした。第3位はドイツ企業のRobert Bosch GmbHで1,847件でした。興味深いことには日本の4企業が上位10出願人に入っています。上位10出願人と当該出願人名で公開された出願件数を以下に示します。

1.	パナソニック株式会社 (JP)	1,891
2.	Huawei Technologies Co., Ltd (CN)	1,847

3.	Robert Bosch GmbH (DE)	1,586
4.	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,295
5.	Qualcomm Incorporated (DE)	1,280
6.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (SE)	1,240
7.	LG Electronics Inc. (KR)	1,090
8.	日本電気株式会社 (JP)	1,069
9.	トヨタ自動車株式会社 (JP)	1,068
10.	シャープ株式会社 (JP)	997

PCT 出願上位 100 出願人の一覧（2009 年公開された件数と共に）は、上述のプレスリリースの ANNEX3 で公開されています。

2008 年同様、2009 年に公開された PCT 出願において最も多くの出願がなされた技術分野はコンピュータテクノロジー（12,560 件）、製薬（12,200 件）及び医療機器（12,091 件）になります。しかし、これらの技術分野ではそれぞれ、コンピュータテクノロジー（10.6%減）、製薬（8.0%減）、医療機器（5.9%減）といった出願件数の減少が見られます。また、電気通信（8.5%減）及び有機化学・農薬（8.7%減）の技術分野においても減少しています。一方、マイクロ構造・ナノテクノロジー（2008 年比で 10.2%増）、半導体（10%増）、熱処理機構（7.2%増）が最も増加した技術分野になります。技術分野別 PCT 出願件数を示した表は、上述のプレスリリースの ANNEX4 で公開されています。

本年の後半に確定される 2009 年の最終的な数字は PCT ニュースレターでお知らせします。

三極特許庁による PCT-PPH（特許審査ハイウェイ）試行開始

PCT Newsletter No. 12/2009 の一面で、三極特許庁による PCT-特許審査ハイウェイ（PPH）、すなわち、欧州特許庁、日本国特許庁又は米国特許商標庁による、国際調査機関又は国際予備審査機関の見解、又は、国際予備審査報告において、肯定的な見解を得た PCT 出願（に基づいた前記特許庁での第二国出願）に対する早期審査、の情報をお知らせしていましたが、2010 年 1 月 29 日から 2 年間の試行を開始する旨正式に発表されました。

各特許庁の試行における様式、事務手続を含む実施方法についての情報は、各特許庁のウェブサイトをご覧ください。

欧州特許庁

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/informationEPO/archive/20100125b.html>

日本特許庁

http://www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/torikumi_e/t_torikumi_e/patent_highway_e.htm

米国特許商標庁

http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_epo.jsp

PCT 関連情報のウェブサイトにおいてもまもなく PCT-PPH の情報をご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

共通出願様式

出願人は、PCT の要準様式要件に加えて、日米欧三極特許庁で開発された共通出願様式

(CAF) に従って出願書類を作成することができます。

共通出願様式は三極特許庁への直接出願を合理化・簡素化するものです。共通出願様式に従って作成された出願は、三極特許庁での手続において追加の様式的要件を求められません。

三極出願様式は PCT に完全に準拠しており、出願人に追加の出願オプションを提供するものです。

共通出願様式に関するさらなる情報は三極特許庁協力ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.trilateral.net/projects/pct/CAF.html>

共通出願様式の例もご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/caf_example.html

国際出願の電子出願及び手続

アイスランド特許庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

アイスランド特許庁は、2010 年 1 月 25 日、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2010 年 3 月 1 日より、受理官庁の資格で、電子形式での国際出願及び手続を開始する予定である旨、WIPO に通告しました。アイスランド特許庁の、電子形式での国際出願に関するの要件及び実務を含む通告は、2010 年 2 月 11 日発行の *PCT Gazette* の *Official Notices* に公開されています。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.htm

リベリアのARIPO加入

リベリアは、2009 年 12 月 24 日に、アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) に加入書を寄託し、リベリアについて、ARIPO フレームワークにおける特許及び意匠に関するハラレプロトコル が 2010 年 3 月 24 日付けで発効します。よって、ARIPO の締約国数は 17 ケ国、ハラレプロトコルの加入国数は 16 ケ国となります。したがって、2010 年 3 月 24 日以降に出願されたいかなる国際願書において、国内特許と同様、ARIPO 特許に伴うリベリア国の指定が含まれることとなります。(2010 年 3 月 24 日より前に提出されたいかなる国際出願も、国内特許にはリベリア国の指定が含まれますが、ARIPO 特許には、当該国の指定は含まれません。)

さらに、2010 年 3 月 24 日付けで、リベリア国の国民および居住者は、公文書特許商標著作権局 (リベリア) 又は WIPO 国際事務局に加えて、ARIPO を受理官庁として、国際出願をすることが可能になります。

リベリアの加入に関しての、ARIPO の公告は、以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.aripo.org/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=1&Itemid=18

欧州特許条約

モンテネグロに対する欧州特許の拡張

2009 年 2 月 13 日付けで、モンテネグロに対する欧州特許の拡張について欧州特許庁 (EPO) とモンテネグロ政府との間の合意について、*PCT Newsletter No. 04/2009* でお知らせしましたが、EPO は、当該合意が 2010 年 3 月 1 日に発効する旨公表しました。当該日付以後、欧

州特許出願及び特許による保護を拡張しモンテネグロでの特許取得が可能になります。この拡張手続は、要件を満たしている場合、PCT 経由の出願に対しても有効です。

モンテネグロは欧州特許条約には加入しておらず、欧州特許（EP）の指定国にはならない点にご留意下さい。モンテネグロとの協定は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びセルビアに対する効力と同様です。

PCT 経由でのモンテネグロに対する欧州特許の拡張は、以下の条件のもと、2010 年 3 月 1 日以後に提出されたいかなる PCT 出願に対しても請求されたものとみなされます。

- (i) モンテネグロの指定が取下げられていない場合、および
- (ii) 国際出願手数料が支払われている場合

PCT 願書上において当該拡張に関する特別の記載は不要です。優先日から 31 ヶ月以内に（第 I 章又は第 II 章）、出願人は EPO に対し広域段階への移行手続を行い、EPO に対し欧州特許のモンテネグロへの拡張適用料（現在 102 ユーロ）を支払わなければなりません。31 ヶ月の期限を経過した場合でも、拡張適用料が 2 ヶ月のグレースピリオド期間内に 50%の追加料金とあわせて支払われれば依然として有効です。拡張適用料が期限内に支払われなかった場合、拡張の請求が取下げられたものとみなされます。欧州特許出願及び特許のモンテネグロに対する拡張に関するさらなる情報は、入り次第、EPO の発行の「National law relating to the EPC」で参照できます。

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/national-law-epc.html>

2010 年 3 月 1 日より前の出願又は当該出願に基づく欧州特許に対して拡張手続はできません。これら古い出願及び特許の影響に関して、*Official Journal of EPO No. 11/2004*, 563 ページ、及び、前のユーゴスラビア共和国と欧州特許機関との協力及び拡張協定の実施における 2006 年 6 月 3 日のモンテネグロ独立宣言の影響に関して、*Official Journal of EPO No. 6/2007*, 406 ページの情報をそれぞれご参照ください。

http://archive.epo.org/epo/pubs/oj004/11_04/11_5634.pdf

http://archive.epo.org/epo/pubs/oj007/06_07/06_4067.pdf

モンテネグロに対する欧州特許の拡張に関するさらなる情報は、*Official Journal of EPO No. 1/2010*, 10 ページに記載されています。

http://archive.epo.org/epo/pubs/oj010/01_10/01_0100.pdf

公開スケジュールの変更

2010 年 4 月 15 日の公開

2010 年 4 月 2 日（金）及び 4 月 5 日（月）が WIPO の閉庁日に当たる為、2010 年 4 月 15 日に公開される PCT 出願（公開 No. 15/2010）の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2010 年 3 月 30 日（火）となります（通常、技術的準備が完了する日となる 2010 年 3 月 31 日（水）の代わり）。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2010 年 3 月 29 日（月）の 24 時（ジュネーブ時間）までに国際事務局に受理される必要があります。

国際事務局からの様式の両面印刷

WIPO が一般に提供しているサービスの環境影響の軽減の目的に沿って、2010 年 4 月 1 日より、国際事務局から PCT 官庁及び出願人に送信するすべての PCT 様式（例えば、様式 PCT/IB/301（記録原本の受領通知）、PCT/IB/304（優先権書類の提出又は送付に関する通知）、

PCT/IB/306（変更の記録の通知） - 国際事務局が送信する全ての様式リストについて、<http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/index.htm> 参照）が両面印刷されます。これらの様式の郵送に使用される紙の量を大幅に減少させることができます（現在、1週間に約40000枚の紙が国際事務局から郵送されています）。

さらに、国際事務局の様式もまた以下の方法で電子的に受領することが可能です。

官庁向け、インターネット経由：安全なインターネット接続経由での様式の受領に関心のある官庁は Viviane Gross 女史（viviane.gross@wipo.int）又は Nathalie Beard 女史（nathalie.beard@wipo.int）に連絡して下さい。

出願人向け、電子メールによる：願書様式（PCT/RO/101）の Box II、IV にチェックすることにより、国際事務局（受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合も同様）が通知の写しを電子メールのみで出願人に送付し書面形式での送付を行わないことを請求することができます。しかしながら、その後の書面による写しの受領によって有効となるように、通知を「電子形式のみ（書面による通知はなし）」にする請求の選択は、一度、国際事務局からの電子メールによる事前の通知の写しをうまく受け取ることができ、提供された電子メールアドレスへの電子配信に満足したのち、利用することをお勧めします（さらなる情報については、PCT Newsletter No. 01/2010 の 6 ページ参照）。

PCT最新情報

- AT : オーストリア特許庁（代理人に関する要件；手数料）
- CR : コスタリカ（手数料）
- CN : 中国（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
- EG : エジプト（国内移行期限の延長）
- EP : 欧州特許庁（手数料）
- GB : 英国（手数料）
- PH : フィリピン（手数料）
- PT : ポルトガル（国内段階移行のための特別の要件）

調査手数料及び国際調査に関する手数料（オーストリア特許庁、欧州特許庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料（オーストリア特許庁、欧州特許庁）

調査手数料、予備審査手数料、並びに、国際調査及び国際予備審査に関する他の手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））

米国特許商標庁：2010年2月8日から2月11日の休業

米国特許商標庁は、2010年2月8日（月）から2月11日（木）に、悪天候のため、公的な事務処理を目的とした開庁を行わなかった旨、PCT 規則 80.5 に基づき国際事務局に通告しました。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連した文書及び手数料が米国特許商標庁に到達すべき期間の末日が2010年2月8日から2月11日にあたる場合、その期間は延長され、次の日である2010年2月12日（金）に満了します。

特許関連事項の閉鎖の結果についてのさらなる情報は米国特許商標庁のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.uspto.gov/news/index_emergency.jsp

国際事務局は多くの知的所有権庁の 2010 年の閉庁日を公開しています。2005 年以降のすべての閉庁日について以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/closeddates/index.html>

PCT最新情報に関するWIPOウェビナー（オンラインセミナー）

WIPO は PCT 最新情報に関するウェビナー（インターネット経由の講演）の新シリーズを放送します。最初の講演は、英語で 2010 年 2 月 23 日（火）の午後 4 時から午後 5 時（中央ヨーロッパ時間）に行われます。ウェビナーは無料で、登録は簡単です。今後の PCT ウェビナーの詳細について、確定した時点で PCT セミナーカレンダーに掲載いたします。当該英語によるウェビナー及び今後実施予定のウェビナーのさらなる情報について以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars.html>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報（www.wipo.int/pct/en）

願書様式

2010 年 1 月版願書様式の編集可能な PDF フォーマットが、英語及び仏語に加えて、ドイツ語、スペイン語で利用可能になりました。

PCT Newsletter No. 02/2009 に掲載された情報に追加して、この編集可能な PDF 版の願書様式（PCT/RO/101）を利用し、6 人より多くの出願人を記載しようとする場合に困難である経験をした出願人のために、英語版及び仏語版に加えて、ドイツ語版とスペイン語版の様式に二つの追加頁が加わりました。願書及び追加頁はそれぞれ次のアドレスからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/ro/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/fr/forms/ro/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/es/forms/ro/index.htm>

PCT 受理官庁ガイドラインのスペイン語版

2009 年 7 月版 PCT 受理官庁ガイドライン（RO/GL/RO/8）は PDF フォーマットでスペイン語でご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.htm

PCT 実施細則のスペイン語版

2010 年 1 月 1 日発効の PCT 実施細則全文のスペイン語版が PDF で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ai.pdf>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IBIP – International Bureau for Intellectual Property” 名の修正された請求書が確認されました。PCT

ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該修正された請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

最先の優先日と国際出願日が 12 ヶ月以上に延長される優先権の主張の追加

Q: 2009 年 5 月 11 日に出願した先の国内出願に基づく優先権主張を伴う国際出願を 2010 年 1 月 25 日に行いましたが、その後、他の優先権主張より早い 2009 年 1 月 5 日付けの出願に基づく優先権主張を行っていなかったことに気づきました。当該最先の出願と国際出願日との期間が 12 ヶ月を超える場合であっても、PCT 規則 26 の 2.1 に従って優先権の主張を追加することが可能でしょうか。

A: 新しい優先日が 12 ヶ月の優先期間以内でなくなる場合 (すなわち、国際出願日の 12 ヶ月より前) であっても、PCT 規則 26 の 2.1 に従って特定の期限内に優先権の主張を追加することができます。その条件として、(最先の) 優先日から 14 ヶ月の期間が満了していないことが必要です。この場合、国際段階では、新しい優先権の主張は存在するものとして扱われ、まだ満了していないすべての期間は、変更された優先権の主張を基に起算されます。しかしながら、優先権の主張が、国内/広域段階において、指定/選択官庁 (以下、「指定官庁」とする) によって認められるか否かは、これら官庁に対して、優先権の回復の請求を行い、最終的に請求がどの程度受け入れられるかによります。

優先権の回復の請求の前に (又は、少なくとも優先権の回復の請求と同時に)、PCT 規則 26 の 2.1 に規定された優先権の主張の追加を請求するための書面を提出しなければなりません。一般的に、書面の提出期限は下記の期間のうちいずれか遅く満了する期間内です。

- (a) 国際出願日から 4 ヶ月
- (b) 優先日から 16 ヶ月、又は、優先権の主張の追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から 16 ヶ月の期間 (のうちいずれか早く満了する期間内)

本ケースでは、(a)の条件による期限は 2010 年 5 月 25 日で、(b)の条件による期限である 2010 年 5 月 5 日より遅いことから、通常 2010 年 5 月 25 日までに優先権の主張の追加を行わなければなりません。しかしながら、国際段階で受理官庁に対して優先権の回復を請求しようとする場合、当該請求は優先期間が満了する日の 2 ヶ月前、すなわち本件のケースでは 2010 年 3 月 5 日までに提出しなければなりません。優先権の回復の請求の前又は同時に優先権の

主張の追加をする必要があるため、優先権の主張の追加はできるだけ早く、どんな場合でも、2010年3月5日以前に請求することを推奨します(PCT規則26の3(c)、(e)参照)。PCT Time Limit Calculator は PCT 規則に定められた期限の算出の際に有用です。

<http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html>

PCT 規則 26 の 2.1 の規定により、優先権の主張の追加とともに、優先権の主張の補充又は優先権の主張の表示の一部、例えば先の出願がなされた日又は番号、国、官庁名の表示が抜けていた場合の追加することができます。PCT 規則 26 の 2.1 に規定された優先権の主張の補充又は追加に関するさらなる情報は、*PCT Newsletter* No. 09/1998 の実務アドバイス、及び PCT 出願人の手引きの 6.038 から 6.040 段落をご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/1998/pct_news_1998_9.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/guide/ip06.html#_chapt6

優先権の回復を請求することに関し、受理官庁が優先権の回復の請求を認めている場合の、PCT 規則 26 の 2.3 (受理官庁による優先権の回復) の規定による国際段階での受理官庁に対する請求、又は、優先権の回復の請求を認めている指定官庁に対して、国内段階での PCT 規則 49 の 3.2 (指定官庁による優先権の回復) に基づく優先権回復の直接請求の 2 通りの方法が可能です。この問題は複雑であり、*PCT Newsletter* No. 04/2007、09/2009、10/2009 の実務アドバイスを詳細な説明をご参照下さい。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2007/pct_news_2007_4.pdf

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct_news_2009_09.pdf

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct_news_2009_10.pdf

上記に加え、PCT 出願人の手引きの 5.062 から 5.069 段落もご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/guide/ip05.html#_boxVI

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2010年3月号 | No. 3/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 優先権書類の要件を満たす WIPO 優先権デジタルアクセスサービス (DAS) の利用

全てのケースにおける 3 つの必須段階に関する注意喚起（至急）

2010年1月1日より、出願人は、優先権書類として利用のため DAS から先の出願の謄本を取得することを国際事務局に請求することが可能です（*PCT Newsletter* No. 01/2010 参照）。この請求を行う際、以下のステップを全て優先日から 16 ヶ月以内に完了させることが重要です。

(1) 先の出願が DAS で利用できるように提出している官庁への請求（それぞれの参加庁における個々の取り決めについては、各官庁のウェブサイトの詳細を確認して下さい）

現在、以下の官庁がこのサービスを提供しています。

AU	オーストラリア特許庁
ES	スペイン特許商標庁
GB	イギリス知的所有権庁（特許庁の運営名称）
IB	国際事務局（受理官庁としての国際事務局に出願された PCT 出願に対して）
JP	日本国特許庁
KR	韓国知的所有権庁
US	米国特許商標庁

先の出願が他の受理官庁に提出されている場合、おそらくこのサービスを利用することはできません。認証謄本を提供するか、あるいは受理官庁に対し PCT 規則 17.1(b) に規定された謄本の提供を請求する必要があります。

(2) DAS ウェブポータル（https://webaccess.wipo.int/priority_documents/ja/）にアクセスし、“アクセス管理リスト更新” タブを使用して、先の出願への国際事務局のアクセス権を与えます。

(3) 紙の願書様式の Box No. VI のチェックボックスにチェックを入れる、あるいは、国際事務局宛に書簡（書簡に用いる文例については、*PCT Newsletter* No. 01/2010 の「PCT 国際出願での DAS の利用」欄を参照）を送付することにより、国際事務局が当該書類を取得することを請求します。同等の機能の実装された PCT-SAFE は 2010年4月にリリース予定です。

特定の DAS 参加庁によって課せられた追加要件

日本国特許庁（JPO）、韓国知的所有権庁（KIPO）、米国特許商標庁（USPTO）に出願された先の出願については、出願人がまず WIPO の DAS ポータルにアクセスし、安全なアクセス管理コードを利用する出願の登録を確認するまで、これらの官庁は先の出願に関する情報を DAS システムにリリースしません。しかしながら、USPTO の場合、未公開の先の出願についての授權書類（例、様式 PTO/SB/39、PTO/SB/01）を、DAS に当該出願が登録される

前に提出されていなければなりません。登録が完了し、登録が成功した旨の確認メールを受け取ると、DAS のアクセス管理リストを更新することができます。

欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁及び米国特許商標庁の間で実施されている優先権書類交換スキームに詳しい出願人は、これらの官庁間の交換における要求よりさらに多くのステップが含まれていることに気づくでしょう。これは、出願人によって特別に認可されていない場合、出願へのアクセス権をいかなる官庁にも付与しないことを、システムに参加している官庁及び出願人の双方に保証することが必要であるためです。

米国出願人は、USPTO への PTO/SB/39 又は PTO/SB/01 の提出が、国際事務局に対し PCT の目的のための書類へのアクセスを許可することを確認するための WIPO ポータル利用のステップに置き換わるものではない点留意が必要です。この最後のステップが完了するまで、先の出願は DAS システム内でのみ利用可能な状態であり、アクセスすることはできません。PCT の管理の役割を担っている国際事務局は、他の国内官庁と同様の方法でしか DAS から書類にアクセスすることができません、すなわち、出願人が WIPO の DAS ポータルのアクセス管理リストを通じて特別の許可を与えた場合に書類へのアクセスが可能になります。

欧州特許条約

アルバニアの加入

アルバニアが欧州特許条約 (EPC) の加入書を 2010 年 2 月 11 日に寄託し、2010 年 5 月 1 日から当該条約に拘束されます。この加入によって EPC 加盟国は 37 となります。

したがって、2010 年 5 月 1 日以降に出願された国際出願は、国内特許に加えて、欧州特許としてアルバニアの指定を含むこととなります (2010 年 5 月 1 日より前に出願した国際出願は、国内特許としてアルバニアの指定は含みませんが、**欧州特許としてアルバニアの指定を含みません**ので気を付けてください)。

改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

GB イギリス (PCT 規則 49.6)

受理官庁としてのイギリス知的所有権庁 (特許庁の運営名称) は、2005 年 1 月 1 日付けで PCT 規則 49.6(f) の不適合の通知を取り下げること国際事務局に通報しました。

国際出願の電子出願及び手続

日本国特許庁：電子出願要件の修正

2010 年 1 月 1 日付けで、受理官庁としての日本国特許庁は電子出願ソフトである JPO-PAS のインターネット版を既存の ISDN 版に加えて導入しました。ISDN 版については 2010 年 4 月 1 日から利用できなくなります。その結果、日本国特許庁は、PCT 実施細則第 701 号(a)(i) 乃至(iii)及び(vi)に従って電子出願要件の変更を通知しました。2010 年 4 月 1 日付けで修正予定の電子出願要件についてまもなく公示 (PCT 公報) で公開する予定です。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

公開スケジュールの変更

2010 年 5 月 13 日の公開

2010年5月13日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT出願及び公示（PCT公報）が2010年5月14日（金）に公開されます。

2010年5月27日の公開

2010年5月13日及び5月24日がWIPOの閉庁日に当たる為、2010年5月27日に公開されるPCT出願（公開No. 21/2010）の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2010年5月11日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2010年5月12日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は2010年5月10日（月）の24時（ジュネーブ時間）までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT 最新情報

AU：オーストラリア（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
EP：欧州特許庁（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
FI：フィンランド（手数料）
GB：イギリス（手数料）
IC：アイスランド（手数料）
KR：大韓民国（手数料）
ST：サントメ・プリンシペ（電話番号、ファクシミリ番号の変更）
TH：タイ（管轄国際調査機関・国際予備審査機関）

[調査手数料及び補充調査手数料（オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、日本国特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁）](#)

[予備審査手数料、及び、国際予備審査に関する他の手数料（フィンランド国立特許・登録委員会）](#)

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報](#) (www.wipo.int/pct/en)

[PCT Newsletter 2009 年索引](#)

2つの別の索引を含む *PCT Newsletter* 2009 年索引が PCT 関連資料のページに PDF フォーマットで掲載されました。主題ごとにアルファベット順に記載された索引と、国及び官庁ごとにアルファベット順に記載された索引からなります。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/list.jsp?year=2009>

願書様式

2010年1月版願書様式の編集可能なPDFフォーマットが、中国語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/zh/forms/request/ed_request.pdf

アラビア語版について、現在作成中であり、まもなく準備できます。英語、仏語、ドイツ語、スペイン語版の編集可能なPDFフォーマットは次のアドレスからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm>

PCT 規則

2009年7月1日発効のPCT規則のアラビア語版がPDFフォーマットで利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts>

2009年7月1日発効のPCT規則のスペイン語版がHTMLフォーマットで利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/rules/rtoc1.html>

国内段階移行期限

エジプトの国内段階移行期限の延長の新たな可能性を含む国内段階移行期限の一覧の2010年2月18日付け更新版が以下のウェブサイトで英語及びロシア語でご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf

www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/time_limits.pdf

この一覧には各指定／選択官庁のPCT第I章及び第II章に基づく国内（広域）段階移行期限を示しています。

PCT 締約国において PCT 経由で取得できる保護の種類

各PCT締約国においてPCT経由で取得できる保護の種類を示した一覧が2010年2月18日付けで更新されました（チリ、リベリア、モンテネグロ、モルドバ、タイで取得可能な保護に関する変更）。この一覧の英語版、ロシア語版は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/typesprotection.html>

PCT 留保、宣言、通知及び不適合

PCT留保、宣言、通知及び不適合の一覧について、イギリス知的所有権庁（特許庁の運営名称）によるPCT規則49.6(f)の不適合の通知の取り下げを反映させる更新が行われました。

(http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

品質レポート

PCT国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ21.17及び21.18に従って、国際調査及び予備審査機関が国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しました。これら2009年のレポートはPATENTSCOPE®のPCT関連資料においてご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html

ポルトガル語、スペイン語版 PCT 関連資料

国際段階での手数料、PCT受理官庁としての国際事務局への直接出願に関する情報について、ポルトガル語及びスペイン語で利用可能になりました。

www.wipo.int/pct/pt/fees/index.html

www.wipo.int/pct/es/fees/index.html

www.wipo.int/pct/pt/filing/filing.html

www.wipo.int/pct/es/filing/filing.html

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページについて、次回のウェビナーの詳細とともに、英語、日本語、ロシア語、アラビア語による最近記録されたウェビナーの録音を含む更新が行われました。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars.html>

今後実施予定のウェビナーについても、PCT セミナーカレンダーに掲載いたします。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

Patentscope® 検索サービス

紙出願された日本語国際出願のフルテキストサーチの利用

受理官庁としての日本国特許庁に対して、PCT-EASYフォーマットによる出願を含む、紙出願された日本語国際出願であって、2010年2月11日以降に公開された出願がPATENTSCOPE® (<http://www.wipo.int/pctdb/ja/>) でテキスト検索可能になりました。

例 (PCT/JP2009/064325 – PCT-SAFE フォーマットでの出願) をご覧になる場合には、以下の URL にアクセスして下さい。

<http://www.wipo.int/pctdb/ja/wo.jsp?WO=2010016622>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IPTD – International Patents & Trademarks Database” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザーが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該修正された請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されているか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38

ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

PCT 出願に関する国際事務局へのお問い合わせ

国際事務局には多くの異なる分野で PCT 関連事項に関するお問い合わせ先、担当者への連絡

方法があります。そこで、以下に、いくつかの異なる状況の例とその場合の連絡先について紹介します。今回の実務アドバイスを読んだ後で、依然連絡先が不明な場合には、まず PCT インフォメーションサービスに連絡して下さい。そこで回答が得られない場合には、適切な担当者にお問い合わせを転送いたします。

1. 受理官庁としての国際事務局に直接 PCT 出願を行いたいが、これまで国際事務局 (RO/IB) に出願を行ったことがないため、一般的に誰が代理人としての行動するのか、どの官庁が管轄国際調査機関となるのかといった手続についてさらに知りたい場合。

国際事務局 (RO/IB) への PCT 出願に関する多くのよくある質問は、「WIPO への直接出願」のタイトルの文書でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.htm>

しかしながら、上述の文書に記載された手続について不明な場合や記載されていない事項についての質問を行う場合には、PCT インフォメーションサービスにご連絡下さい。

PCT インフォメーションサービス：

電話番号： +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号： +41 22 338 83 39
 電子メール：pct.infoline@wipo.int

PCT 手続に関する一般的・法律的質問についてもこちらにご連絡いただくことができます。電話受付は午前 9 時から午後 6 時（中央ヨーロッパ時間）です。

国際事務局 (RO/IB) に出願を行った後、当該出願に関する個別の質問を行う場合には、国際事務局 (RO/IB) に直接連絡することができます。また PCT 規則 19.4 に基づき（すなわち、国際出願が出願された国内（広域）官庁が、その国際出願の受理を管轄しないとき、その国際出願が当該国内官庁が認める言語で行われていないとき、あるいは、当該国内官庁及び国際事務局がその他の理由により出願人の承諾を得て同規則に規定する手続を適用することを合意したとき）国際事務局 (RO/IB) に送付された国際出願のステータスについても国際事務局 (RO/IB) に直接連絡することができます。受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) への連絡先は以下のとおりです。

受理官庁としての国際事務局

電話番号： +41 22 338 92 22
 ファクシミリ番号： +41 22 910 06 10
 電子メール：ro.ib@wipo.int

2. 国際事務局に PCT 規則 92 の 2 に基づく新しい出願人の記録の請求書を 2、3 日前に送付したが、30ヶ月の国内移行期限が次の数日に満了するため、書類が受理されたかどうか確認し、さらに、国内移行の準備をしている間に国際事務局に対しすみやかに同請求に関する手続をすすめることを要求したい場合、国際事務局のいずれの部署に連絡すべきでしょうか。

一般的に、個別の国際出願のステータスに関連する質問については、プロセッシングチーム（PCT 事業部）の当該出願担当官に連絡を行うべきです。国際事務局によって発行されたすべての書類の下部に当該出願担当官名が、当該出願の手続を行うプロセッシングチームの中央の連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メール）とともに記載されています。あるいは、国際出願番号がわかる場合には、PATENTSCOPE®ウェブサイトにある以下のページから必要な連絡先を入手することが可能です。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/iateamlookup.jsp>

ボックス内に国際出願番号を入力することにより、当該出願の手続を行うプロセッシングチームの中央の連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メール）に加え、同プロセッシングチームのコーディネータ名が表示されます。

個別の国際出願に関連する書類は **PCT 事業部**のファクシミリ番号（+41 22 338 8270）または上述の担当プロセッシングチームの個別ファクシミリ番号宛に送付して下さい。

3. 国際出願の電子形式での出願方法について

よくある質問の広範なリストを含む国際出願の出願方法に関する詳細な情報は、有用なトレーニングツールとともに、PCT-SAFE ウェブサイトでご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

電子形式での国際出願の作成及び提出に関連する質問、特に PCT-SAFE ソフトウェアに関連する質問は、PCT-SAFE ヘルプデスクにお問い合わせいただけます。

PCT-SAFE ヘルプデスク

電話番号： +41 22 338 95 23

ファクシミリ番号： +41 22 338 80 40

電子メール：pctsafe.help@wipo.int

PCT-SAFE ヘルプデスクは WIPO 優先権デジタルアクセスサービス、及び、PCT 出願人又は代理人による国際事務局への、ウェブインターフェースを経由した国際出願に関連する電子文書の提出を取り扱う PCT サービスセンター（*PCT Newsletter* No. 01/2010 第 3 頁参照）に対するサポートも提供しています。

国内あるいは広域官庁の電子出願システムに関連する質問は、それぞれの官庁に直接お問い合わせ下さい。

4. PCT 及び他の特許関連事項に関する連絡先についてまとめられたページが WIPO ウェブサイトにありますか。

上記の連絡先の多くは WIPO の“Contact Us”のページで“Patents”を選択することでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/contact/en>

この連絡先のページから、一般的な特許に関するもの、及び、PATENTSCOPE®（特許検索及び特許データ）や PCT サービスセンターに関連する質問を含む PCT 手続に関する質問をオンラインで送付することができます。フォームに質問を入力し送付すると、回答を行う WIPO の関連部署の一般の電子メールアドレス宛に電子メールが送付されます。

この連絡先のページは同ページに列挙されている WIPO の多くの他の分野への質問を行う際にもご利用いただけます。多くの場合、関連する主題をクリックすると、当該主題について詳しい者にお問い合わせいただけるように電話番号及び／又はファクシミリ番号が表示されます。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2010年4月号 | No. 4/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

欧州特許庁（EPO）による補充国際調査の提供

欧州特許庁は、2010年7月1日から補充国際調査の実施を開始し、出願人が同庁を補充国際調査機関（SISA）として選択できるようになる旨、国際事務局に通知しました。

欧州特許庁の補充国際調査機関としての資格に関する情報が含まれる、PCT 出願人の手引きの新しい ANNEX SISA (EP)は、まもなくご覧いただけます。

電子メールによるPCT通知の送付の請求に関する重要情報

現在、願書様式 (PCT/RO/101) の Box II 及び IV の適したチェックボックスへの表示により、国際事務局（受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合も同様）が通知の写しを、以下のいずれかの方法で送付することを請求できます。

- 事前の通知として電子メールで送付し、後に紙通知を送付
- 電子メールのみの送付

送付方法に関する表示は国際予備審査の請求書（様式 PCT/IPEA/401）の BOX II 及び IV 並びに補充国際調査の請求書（様式 PCT/IB/375）の BOX II 及び IV においても可能です。

国際事務局によって発行された通知に関する限り、出願人が電子メールのみの通知の送付を請求した国際出願が行われた場合、その後に出願された、同じ電子メールアドレスを含む全ての国際出願についても電子メールのみの通知の送付の対象となります。

出願人へのこのサービスに関する以下の情報もご留意下さい。

（１）「通知」は国際事務局から出願人に通常送付されている、命令及び特許性に関する国際予備報告（第 1 章）（PCT/IB/373）を含むすべての書類を指します。国際事務局による通知／命令の例、一般的には PCT/IB/3 から始まるコード、として以下のようなものがあります。

- PCT/IB/301 記録原本の受理通知
- PCT/IB/304 優先権書類の提出又は送付に関する通知
- PCT/IB/306 変更の記録の通知
- PCT/IB/307 国際出願又は指定国の取下げの通知
- PCT/IB/308 指定官庁に対する国際出願の送達の出願人への通知
- PCT/IB/311 国際出願の公開の入手に関する通知
- PCT/IB/313 国際出願の不備に関する通知
- PCT/IB/314 明白な誤記の訂正請求命令

残りの多くの PCT/IB 様式も出願人の請求により電子メールで送付されます。以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/index.html>

（２）国際事務局から電子メールによる通知を受理したことがない出願人の方には、第一段

階として、電子メールのみによる電子形式の通知の受領を選択するよりも、電子形式の「事前の通知（その後に書面による通知が行われる）」の請求から始めることをお勧めします。その後の書面による写しの受領によって有効となるように、第2の選択肢である、通知を「電子形式のみ（書面による通知はなし）」にする請求の選択は、国際事務局からの電子メールによる事前の通知の写しをうまく受け取ることができている出願人であって、提供された電子メールアドレスへの電子配信に満足している出願人のみが利用すべきです。

(3) 「電子形式のみ」が請求された場合、電子形式の写しに表示されたメール発送日から、PCT 規則 80 の意義の範囲内での期間が開始します。一方、「電子形式及び書面」が請求された場合、書面の通知の写しが法的な写しとして考慮され、書面の写しに記載された発送日から期間が開始します。

(4) 電子メールアドレスの詳細を最新のものにしておくこと、及び、出願人宛の電子メールが受け取り側の理由でブロックされないようにしておくことは、出願人の責任です。国際事務局に戻ってきた電子メールについて、出願人は正しい電子メールアドレスを提供することを求められます。願書、予備審査請求書、補充調査請求書に表示された電子メールアドレスの変更の場合、出願人は PCT 規則 92 の 2 に従い、記録の変更を国際事務局に直接請求すべきです。

(5) 出願人、及び、代理人又は共通の代表者の両方について電子メールの許可が与えられている場合、国際事務局による電子メールでの連絡は代理人又は共通の代表者のみに行われます。

(6) 今までのところ、国際事務局に加え、産業財産庁（チリ）及び知的財産局（タイ）のみから、この方法による出願人への通知の送付を準備している旨国際事務局に通知がなされています。まもなくリストに追加されると予想されますが、国際事務局はこの方法による通知の送付を行うことを示唆しているこの他の受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関について今のところ承知していません。

産業経済監督所（コロンビア）：2010年3月29日～31日の休業

産業経済監督所（コロンビア）は、2010年3月29日（月）から31日（水）まで、書類システムの自動化のため、公的な事務処理を目的とした開庁を行わなかった旨、PCT 規則 80.5 に基づき国際事務局に通告しました。

その結果、規則 80.5 に従い、国際出願に関連した文書及び手数料が米国特許商標庁に到達すべき期間の末日が上記期間内の日にあたる場合、その期間は延長され、次の日である 2010年4月5日（月）に満了します。

PCT最新情報

AU：オーストラリア（手数料）

CA：カナダ（手数料）

TH：タイ（管轄国際調査機関、国際予備審査機関）

知的財産局（タイ）は、欧州特許庁、韓国知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局、及び米国特許商標庁に加え、2010年4月16日付で、タイの国民又は居住者によって受理官庁として知的財産局（タイ）に出願された国際出願について管轄国際調査機関及び国際予備審査機関として、日本国特許庁を指定しました。

調査手数料（オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関（ブラジル）、米国特許商標庁）

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン(2010年4月1日付け version 3.51.045.221)がPCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

当該バージョン（“build 221”）は次の変更を行います。

- アイスランド特許庁による電子形式での国際出願の実施（2010年3月1日）
- 2010年1月からの電子メール使用の承認及び優先権デジタルアクセスサービス(DAS)経由で優先権書類を取得することを国際事務局に対し要求可能とすることに
関する願書様式の修正（PCT Newsletter No. 01/2010 参照）
- 特定国の出願人について適用される、オーストリア特許庁への国際調査手数料の減額
- アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）特許のためのリベリア（LR）の指定を含める
対応（2010年3月24日発効）
- 欧州特許のためのアルバニア（AL）の指定を含める対応（2010年5月1日発効）
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善

詳細はPCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

編集可能な PDF フォーマットにおける PCT 様式の保存

編集可能な PDF フォーマットの様式、例えば、願書様式（PCT/RO/101）や国際予備審査の請求書（PCT/IPEA/401）について保存の際の問題が発生している旨、複数の出願人から連絡がありました。以下のウェブサイトの左側に、PDF フォーマットでの編集可能な PCT 様式の作成、印刷に関する詳細な使用説明が、英語、仏語、ドイツ語、スペイン語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm>

Adobe Acrobat Readerを使って様式を開いた場合、様式に記入・印刷することのみ可能で、完成した様式を保存することはできません。Adobe Acrobat（購入する必要があります。<http://www.adobe.com>参照）を利用した場合のみ保存可能です。それにもかかわらず、たまに、このソフトウェアを購入したユーザーにおいて、文書をオンラインで開き、完成させ、保存しようとした際、問題が発生することがあります。これは、Adobe Acrobatがウェブブラウザに組み込まれておらず、Adobe Acrobat Readerが参照されていることが原因とされます。この問題を避けるために、様式ファイルを一旦ローカルフォルダに保存し、その後 Adobe Acrobatソフトウェアで同ファイルを開くことをお勧めします。

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

例が記入されている願書様式

英語、仏語、ドイツ語、スペイン語の 2010 年 1 月版の願書様式 (PCT/RO/101) に例が記入されたものが、PDF フォーマットでご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/filled_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/request/filled_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/de/forms/request/filled_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/forms/request/filled_request.pdf

願書様式 (アラビア語、韓国語版)

2010 年 1 月版願書様式の編集可能な PDF フォーマットが、アラビア語、韓国語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/ar/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/ko/forms/request/ed_request.pdf

英語、仏語、ドイツ語、スペイン語版の編集可能な PDF フォーマットは次のアドレスからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm>

受理官庁ガイドライン (ロシア語版)

2009 年 7 月版受理官庁ガイドライン (RO/GL/RO/8) がロシア語で利用可能になりました (PDF フォーマット)。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/ro.pdf>

PCT 経由で広域特許が取得できる PCT 締約国

2010 年 3 月 18 日付けで、以下の事項を反映するように、この一覧が更新されました。

- 2010 年 3 月 1 日以降に出願された国際出願について、欧州特許出願及び特許のモンテネグロに対する拡張を可能とすること
- 2010 年 3 月 24 日以降に出願された国際出願について、国内特許のほかに ARIPO 特許のためのリベリアの指定を含むこと
- 2010 年 5 月 1 日以降に出願された国際出願について、国内特許のほかに欧州特許のためのアルバニアの指定を含むこと
- 2009 年 7 月 1 日以降に出願された国際出願について、国内特許のほかに欧州特許のためのサン・マリノの指定を含むこと

この一覧は次のサイトで英語及びロシア語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/reg_des.pdf

http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/reg_des.pdf

仏語、スペイン語についてはまもなくご覧いただけます。

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) 及び、(一部の機関について) 補充調査のための国際調査機関 (SISA) としての次の機関との間の取決めの最新版が英語及び仏語で掲載されました。かっこ書きは更新された取り決めの発効日です。

EP 欧州特許庁 (2010 年 4 月 1 日)

ES スペイン特許商標庁 (2010 年 4 月 1 日)

FI フィンランド国立特許・登録委員会 (2010 年 4 月 1 日)

JP 日本国特許庁 (2010 年 4 月 15 日)

http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページについて、全ての PCT 公開言語（アラビア語、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語）によるウェビナーの録音及びプレゼンテーションの更新が行われました。これらの録音及びプレゼンテーションは PCT の最新情報、進展、サービスに関するもので、2010 年 2 月から 4 月にかけて放送されたものです。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars.html>

ご関心のある企業、機関の方からの依頼に応じて、特定の PCT トピックスについてカスタマイズしたウェビナーを行うことも可能です。ご希望の方は、以下のアドレスまで電子メールをお送り下さい。費用は無料です。

電子メール：pct.our@wipo.int

特許協力条約及び規則の条文集（イタリア語紙版）

2009 年 7 月 1 日発効のイタリア語版の特許協力条約及び規則の条文集（紙版）が出版されました。この本には 1995 年版以降に発効した PCT 規則の全ての修正が含まれています。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Product Marketing and Distribution Unit” までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12

電子メール：publications.mail@wipo.int

電子ブックショップ：<http://www.wipo.int/ebookshop>

あて名： 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

PCT 関連資料のページで 2009 年 7 月 1 日発効の特許協力条約及び規則の電子版の条文がご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct.pdf>

http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf

委任状の放棄

PCT 規則 90.4(d) 及び 90.5(c)に基づく通知（欧州特許庁）

欧州特許庁による 2010 年 7 月 1 日から補充国際調査を実施する旨の発表（上記参照）を受けて、補充国際調査機関としての資格を含むための、同日付で発効する委任状の放棄に関するテキストが修正されました。

受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関、並びに 2010 年 7 月 1 日以降の補充国際調査機関としての、欧州特許庁は別個の委任状及び／又は包括委任状の写しを提出するための、PCT 規則 90.4(b) 及び 90.5(a)(ii) に基づく要件を放棄することを国際事務局に通知しました。

別個の委任状及び包括委任状の写しが必要とされる特別な場合は次のとおりです。

- － 記録された代理人ではない、代理人とされている者によって手続行為が行われた場合であって、その代理人とされている者が記録された代理人と同じ事務所に所属している場合、もしくは、代理人とされている者と記録された代理人がともに出願人の従業員である場合あるいは出願人が2以上の場合に共通の代表者である出願人の従業員である場合に該当しない場合
- － 代理人又は共通の代表者が代理する権限に疑義がある場合

委任状の放棄についての背景情報はPCT Newsletter No. 01/2004 第2頁に記載されています。また、委任状の要件を放棄することをWIPOに通知した官庁（又は、機関）の一覧は間もなく更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

欧州特許条約施行規則の改正

2010年4月1日付で、欧州特許条約の施行規則について多くの改正が行われています。特に、EPC規則161は国際調査機関としての欧州特許庁による見解、及び、国際予備調査機関としての欧州特許庁によって作成された国際予備審査報告に対する、欧州域内移行後に義務的な応答に関するもので注意が必要です。他の改正とともに本件に関する情報は欧州特許庁のウェブサイトでご覧いただけます。

http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/11_09/11_5339.pdf

http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/10_09/10_4819.pdf

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/epc/changes-2010.html>

実務アドバイス

国際予備審査を請求するか否かの決定を行う際に考慮すべき要素

Q: 国際調査報告及び国際調査機関の書面による見解を受け取ったところです。PCT 第2章の国際予備審査の請求書を提出するかどうかを決定する際、何を考慮すべきですか。

A: PCTにおいて、国際予備審査の請求を提出は任意のプロセスで、それぞれの国際出願において検査して、請求の有無を決定する必要があります。出願人が置かれている様々な状況の例は以下の通りです。

- 1) 出願人が、全ての請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について肯定的である国際調査機関の見解を受理している場合。さらに、審査官による国際出願の不備等の指摘を受けていない場合。
- 2) 出願人が、全ての請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について肯定的である国際調査機関の見解を受理している場合。しかしながら、審査官による一以上の国際出願の不備等の指摘を受けている場合。
- 3) 出願人が、一以上の請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について否定的である国際調査機関の見解を受理している場合。
- 4) 出願人が、一以上の請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について否定的である国際調査機関の見解を受理しているが、その情報が遅れて届いた場合。
- 5) 出願人が、国際調査報告、国際調査機関の見解書を受理していないが、PCT 第17条(2)(a)の規定による国際調査報告を作成しない旨の宣言を受理している場合。

これらすべての状況を十分に考慮するために、当該実務アドバイスは二回に分けて PCT newsletter に取り上げていきます。今月号のニュースレターでは、より肯定的な国際調査報

告及び国際調査機関の見解を受理している場合について（すなわち、(1)、(2)のケース）、来月号ではより否定的な状況（つまり、(3)と(5)の状況）について取り上げます。

国際予備審査の背景

国際予備審査請求を行うか否かに関わらず、出願人は、PCT 第 33 条に規定された、請求項に係る発明について新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する予備的かつ法的拘束力のない見解が示された国際調査機関の見解書（PCT 規則 43 の 2 参照）を受理します。さらに、国際調査機関の見解では、国際調査の過程で発見された国際出願の不備等についても指摘されます（そのような指摘事項の範囲は審査官及びそれぞれの国際機関の裁量で決められています）。出願人が国際予備審査の請求を行わない場合、国際事務局は国際調査機関の見解に表紙をつけて、特許性に関する国際予備報告（第 1 章）として発行し、指定官庁に送付します。

国際調査報告及び国際調査機関の見解で引用された先行技術を確認した結果、出願人がこれらに反論することを決めた場合、国際予備審査の請求書を補正書及び／又は抗弁とともに国際予備審査機関に提出し、手数料を支払わなければなりません（PCT 規則 57、58）。代わりに国際事務局に対し、国際調査機関の見解に対する非公式コメントを提出することは可能ですが、国際予備審査を請求していても、これらは公表されず、国際調査機関や国際予備審査機関にも送付されません。（出願人は、先に提出した非公式コメントを国際予備審査機関が考慮することを希望する場合、国際予備審査機関に直接再提出しなければなりません。）この非公式コメントは単に国際出願のファイルに保存され、国際予備審査が請求されない場合、指定官庁に転送されます。

国際予備審査の請求書の提出期限は、出願人への国際調査報告（又は、PCT 第 17 条(2)(a)の規定による国際調査報告を作成しない旨の宣言）及び国際調査機関の見解書の送付から 3 ヶ月、あるいは、優先日から 22 ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間までです。国際予備審査の請求書の提出することにより、否定的な見解に対する公式の応答に加えて、PCT 規則 34(2)(b)に規定された詳細な説明、請求の範囲及び／又は図面に関する補正書を提出することができます。

この手続の最終成果物として、国際予備審査機関の審査官により（特許性に関する国際予備報告（第 2 章）というタイトルの）国際予備審査報告が発行され、その後、国際事務局から選択官庁に送付されます。

先に言及したように、国際予備審査の請求を行うか否かの決定は各国際出願に対して行われるものであり、その前に、出願人が国際予備審査で受け取ることができると期待しているものが時間と費用をかけるだけの価値があるか否か、検討することをお勧めします。

国際予備審査の請求の費用は、国際予備審査機関によって異なります。国際予備審査機関は出願人の受理官庁によって決定されます。さらに、国際調査機関によって決定される場合もあります。また、出願人は一以上の国際予備審査機関を選択できる場合もあります。国際予備審査の請求には、次の二種の手数料が必要です。すなわち、国際予備審査手続中にかかる費用のための予備審査手数料、及び、国際予備審査報告の翻訳及び送付にかかる国際事務局の費用のための取扱手数料があります。国際予備審査手続にかかる全費用は、前記手数料に加え、出願人又は代理人が国際調査機関の見解に対応する抗弁及び／又は補正書を作成し提出するために要した時間に対する費用を含みます。予備審査手続を活用するか否かの判断の際には、国際予備審査報告を受け取ることによる利益と、この全費用とを比較考慮する必要があります。

1) 出願人が、全ての請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について肯定的である国際調査機関の見解を受理している場合。さらに、審査官による国際出願の不備等の指摘を受けていない場合。

この状況において、調査を行った審査官は、請求項に係る発明に関する新規性、進歩性、産業上の利用可能性について否定的な見解を与える先行技術を発見しておらず、国際出願の不備も発見されていません。国際調査機関の見解はすべての面で肯定的であり、最終的に特許性に関する国際予備報告（第1章）において、請求項に係る発明がこれら3つの基準（PCT規則33）を満たしていることが示されるでしょう。

出願人に出願の一以上の部分の補正が求められる事例特有の状況でない限り、国際予備審査を請求することによって得られる価値はほとんどなく、まだ国際予備審査の請求により国内移行期限の延長できるわずかに残った国についても、国際予備審査の請求の有無に関わらず、少なくとも30ヶ月の移行期限が広域システムでカバーされています。実際、抗弁及び／又は補正書を提出せずに国際予備審査を請求した場合、典型的には、国際調査機関の見解が単に国際予備審査報告の形式で再度発行されるだけでしょう。特許性に関する国際予備報告（第1章）により全ての指定／選択官庁に肯定的な結果が伝えられ、国内の審査官は国内審査においてこの結果を考慮することになるでしょう。そして、出願人は、肯定的な特許性に関する国際予備報告（第1章）を踏まえた各国内官庁によって与えられる恩恵を受けることができます。欧州特許庁、日本国特許庁、米国特許商標庁によって作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の見解或いは国際予備審査報告を受理したPCT出願について、2010年1月に試行プログラムが開始された三極PCT-PPH（PCT-特許審査ハイウェイ）の下それぞれの国内段階での審査手続が早期に取り扱われます（早期審査）。

2) 出願人が、全ての請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について肯定的である国際調査機関の見解を受理している場合。しかしながら、審査官による一以上の国際出願の不備等の指摘を受けている場合。

PCTでは、全ての国内（広域）官庁はPCTに基づいて定められた方式要件を受け入れなければなりません。国内（広域）官庁は、国内基準が出願人により有利になる場合に限り、PCTに規定された要件と異なる基準を適用することができます。受理官庁は、国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかのみ、様式上の欠陥の指摘を行います。同様に、いくつかの指定官庁ではPCT規則11の要件について考慮されず、関連する要件が国内法で定められていないあるいは行使されていません。

この状況において、請求項に係る発明がPCT第33条に規定された基準を満たしているが、方式上の欠陥があり修正が必要である旨、審査官により結論が出されており、出願人は指摘された方式上の欠陥を確認し、以下の事項について決定しなければなりません。

- a) 方式上の欠陥の修正が、国内段階への移行を検討している国内官庁によって要求されているか否か
- b) 方式上の欠陥の修正を、第2章（国際予備審査）の下で一度修正すること、あるいは、国内段階移行後にそれぞれの官庁に対して修正を行うこととのいずれが、より費用効果があり、戦略的に価値があるか

この問いに対する回答は、指摘された方式上の欠陥の性質、及び、国内段階に移行する国によります。多くの場合、方式上の欠陥の修正は国内段階に移行する際の最初の補正で行うことがより良く、第2章での修正にほとんど価値はありません。このことは、特に、国際出願の当初の言語よりむしろ多くの国において翻訳に関する応答を行う場合に該当するでしょう。ケースは個別に検討されるべきであり、国内手続で要求される修正を行うためのより費用効

果の高いルートを活用するか、あるいは、最も戦略的に適したルートを選択すべきです。例えば、特定の国の場合、これらの欠陥を国内段階で扱うことがより煩雑である場合や「血管のない」報告を伴って国内段階に移行することに特別の利益がある場合があり、国際段階において早めに欠陥を修正しておいた方が、国内段階で指定官庁に対して修正を行うより出願人にとってより利益があります。そのような場合、限られた官庁に対してのみの欠陥である場合や全体として手続費用が増える場合であっても、国際予備審査の請求を行うことに価値があります。

この「実務アドバイス」の続きは、来月の PCT Newsletter において、上記 3) から 5) の状況に関連したアドバイスを行う予定です。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2010年5月号 | No. 5/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新WIPOロゴ



WIPO ウェブサイトをご覧になられた際にすでにお気づきかもしれませんが、WIPO のロゴが新しくなりました。WIPO は 2010 年 4 月 26 日—WIPO 設立条約施行 40 周年であり、10 回目の世界知的所有権の日—に新しいロゴが公表されました。WIPO ロゴの新デザインの背景に関する更なる詳細はプレスリリース（PR/2010/638）をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2010/article_0011.html

PCT規則改正（2010年7月1日施行）

2009年9月のPCT同盟総会において、2010年7月1日施行のPCT規則改正が採択されています。以下の点について規則改正がなされています。

(a) 補充調査実施のための準備に関して国際調査機関及び予備審査機関によってPCT第16条(3)(b)に基づく取決めで特定される異なる限定及び要件、補充調査取扱手数料及び補充調査手数料の払戻しの要件、並びに、通貨及びPCT規則45の2.2において言及されているPCT規則に添付される手数料表への追加についての明確化（PCT規則45の2.1、45の2.2、45の2.3、45の2.5、45の2.6、45の2.9及び96.1）

(b) 明細書、請求の範囲又は図面の補正の際の、出願時の出願から補正の根拠を示す義務（PCT規則46.5及び66.8、並びに新PCT規則70.2（cの2））

(c) 調査手数料、補充調査手数料、国際出願手数料及び取扱手数料の換算額の決定のための手続の修正（PCT規則15.2、15.3、15.4、15.5、15.6、16.1、16の2.1、19.4、57.2、57.4、57.5及び57.6）

改正条文は英語、仏語で2010年1月21日付けの公示（PCT公報）をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/official_notices/officialnotices.pdf

また、2010年7月1日施行のPCT規則の全文はPCT関連情報のページでまもなくご覧いただけます。

手数料の新しい換算額の決定に関するPCT総会の指針の修正

上記 PCT 規則の改正に加え、2009 年 9 月の PCT 同盟総会において、手数料の新しい換算額の決定に関する総会の指針の修正が採択されています。同修正は、2010 年 7 月 1 日発効で、国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の他の通貨の換算額を決定する手続に関係します。修正された指針は以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/equivalent_amounts_01_07_2010.html

米国特許商標庁及び韓国知的所有権庁間におけるPCT成果物を含む特許審査ハイウェイの拡張

米国特許商標庁と韓国知的所有権庁は、現在の特許審査ハイウェイ（PPH）に関する二国間合意の拡張し、PCT のフレームワークで得られた肯定的な国際調査及び見解並びに肯定的な国際予備審査報告を含める計画を発表しました。

PPH 合意は、特許審査官が他の参加庁の審査の成果物を利用することによって、特許システムの合理化、審査手続の早期化を図るものです。ある出願についてこのプログラムに基づいた手続を進めることを請求することにより、参加庁において一般的により早く特許権を取得することができます。米国特許商標庁又は韓国知的所有権庁のいずれかで作成された PCT 国際段階での成果物を二国間 PPH に含めることは、出願人及び官庁への PPH プログラムの有用性を大いに拡大するでしょう。

当初は、日米欧三極特許庁間で 2010 年 1 月 29 日から開始している PCT/PPH（詳細は *PCT Newsletter No. 2/2010* 参照）と同様、試行プログラムの形式で PCT/PPH を実施します。米国特許商標庁及び韓国知的所有権庁間の PCT/PPH 試行プログラムの開始日並びにプログラムの詳細についてはいずれ両庁のウェブサイトですべて公表されるでしょう。

http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pph_kipo.jsp

<http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=60622&catmenu=ek60600>

この発表に関する更なる情報は米国特許庁のプレスリリースをご参照下さい。

http://www.uspto.gov/news/pr/2010/10_12.jsp

PCT-SAFE更新

DAS 経由の書類取得の請求に関する説明

PCT Newsletter No. 4/2010 で公表しました PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリースに関する文書について説明いたします。PCT-SAFE を利用した、優先権デジタルアクセスサービス（DAS）経由での優先権書類の取得の国際事務局への請求に関する新しい可能性について言及していましたが、技術的理由により、優先権取得機能は次の受理官庁（DE, DK, EP, ES, FI, GB, IS, MY, NL, PH, PL, RO, SE, SK）に対して利用できません。これらの官庁に対して PCT-SAFE 出願を行う場合、*PCT Newsletter No. 1/2010* の第 4、5 ページに記載された優先権書類の取得の国際事務局への他の請求方法に関する情報をご参照下さい。

どのような場合でも、DAS 経由での優先権書類の取得の請求は、先の出願が次の DAS 参加庁（AU, ES, GB, IB, JP, KR, US）のうちの 1 庁の電子図書館で利用可能である場合に限られます。

PCT最新情報

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ep.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ep.pdf

PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された “Better Drawings Make a Better Patent” 及び “Economic Downturn Hits WIPO Registration and Filing Services” の記事、並びに他の記事の抜粋をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

“related links” メニューの中にある “WIPO Magazine” をクリックすると、WIPO マガジンの全記事をご覧ください。

Patentscope® 検索サービス

多言語検索の新たな可能性

新しい多言語検索機能である Cross-Lingual Information Retrieval (CLIR) が公開テストのため Patentscope® 検索サービスで利用できます。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/clir/clir.jsp>

このツールは、国内特許及びPCTコレクション (<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/>) の検索を強化するものです。このツールを利用することにより、一つの言語による検索式が、特許出願明細書中の専門用語の統計分析を基にWIPOが開発した特別のソフトウェアにより、数種類の言語に翻訳されます。多言語による検索式を用いたサーチの実行により、包括的なサーチ結果を得ることができます。CLIRはPatentscope® 検索サービスのような異なる言語での特許データベースのサーチを実行する新たな手法を開拓し、世界中の特許情報のアクセスを大いに強化することが期待されます。現在、CLIRによるサーチは英語、仏語、ドイツ語、日本語、スペイン語で利用可能です。

CLIR のユーザーガイドは以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.wipo.int/patentscope/search/en/help/CLIR_DOC.pdf

CLIR についてのフィードバックの提供に関する情報は次のウェブサイトをご参照下さい。

http://www.wipo.int/patentscope/en/news/general/2010/news_0003.html

実務アドバイス

国際予備審査を請求するか否かの決定を行う際に考慮すべき要素－パート2

Q: 国際調査報告及び国際調査機関の書面による見解を受け取ったところです。PCT 第2章の国際予備審査の請求書を提出するかどうかを決定する際、何を考慮すべきですか。

A: PCT において、国際予備審査の請求を提出は任意のプロセスで、それぞれの国際出願において検査して、請求の有無を決定する必要があります。PCT Newsletter No. 4/2010 では以下の状況のうち、国際調査機関の見解がより肯定的な場合を取り上げました。

1) 出願人が、全ての請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について肯定的である国際調査機関の見解を受理している場合。さらに、審査官による国際出願の不備等の指摘を受けていない場合。

- 2) 出願人が、全ての請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について肯定的である国際調査機関の見解を受理している場合。しかしながら、審査官による一以上の国際出願の不備等の指摘を受けている場合。
- 3) 出願人が、一以上の請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について否定的である国際調査機関の見解を受理している場合。
- 4) 出願人が、一以上の請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について否定的である国際調査機関の見解を受理しているが、その情報が遅れて届いた場合。
- 5) 出願人が、国際調査報告、国際調査機関の見解書を受理していないが、PCT 第 17 条 (2)(a)の規定による国際調査報告を作成しない旨の宣言を受理している場合。

国際調査機関の見解書では、請求項に係る発明について新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する審査官の見解が示されます。否定的な見解は実体的、方式的にかかわらず、国内移行するすべての国の審査官に提供されます。特許審査過程のある時点で、出願人は国際調査機関の見解に指摘された否定的事項に対する応答を補正又は抗弁で行うことが合理的です。国内移行する各国官庁において複数の応答を作成・提出するのとは対照的に、第 II 章の手続（国際予備審査）では、出願人に対しこれらの応答の機会を一度与えられています。国際調査機関の見解に否定的見解が含まれている場合、各国官庁で複数の応答を行うことによる、出願人／代理人の時間、場合によっては代理人費用を節約するという点から、第 II 章の手続を利用することは妥当かもしれません。

- 3) 出願人が、一以上の請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について否定的である国際調査機関の見解を受理している場合。

この状況では、出願人は、一以上の請求項に対し特許性の基本的要件（PCT 第 33 条に規定）を満たしていないという見解を受けています。国際調査報告で引用された文献が国内法の下で適用され、国内の審査官が国際調査機関の見解で指摘されている事項に同意する場合、指摘を受けた請求項に係る発明について特許付与されることはおそくないでしょう。詳細な検討の結果、国際調査機関の見解での否定的な指摘事項が妥当なものであり、請求項にかかる発明の新規性・進歩性を回復するために請求項の補正及び／又は抗弁を行う必要がある場合、PCT では次の 2 つの方法を提供しています。

(a) PCT 第 19 条に基づいた請求項（のみ）の補正を行うことができます（補正書の提出方法に関する情報は近いうちに別の「実務アドバイス」で取り上げられるでしょう）。PCT 第 19 条に基づく補正書及び添付される説明書は国際出願とともに公開されます。PCT 第 19 条を利用して国際調査機関の見解での否定的な指摘事項を解消することでは、特許性に関する国際予備報告（第 I 章）の実体的内容は変わらない点留意が必要です。特許性に関する国際予備報告（第 I 章）には、国際調査機関の見解書で提示された意見が記載されることとなります。PCT 第 19 条に基づく補正を行い、第 II 章の手続で利用してもらうことは可能です。PCT 第 19 条に基づく補正は、その補正の公開により暫定的な保護を認めている国におけるその保護の確保を促進すること、並びに、補正及び抗弁の提出により、第 II 章のもとで、特許性に関する国際予備報告の作成の前に、新規性、進歩性、産業上の利用可能性に関する国際予備審査機関の審査官の判断を肯定的なものとするのが可能です。

(b) 新規性、進歩性及び産業上利用可能性について肯定的なものとするため、抗弁とともに請求の範囲、明細書及び／又は図面に関する PCT 第 34 条に基づく補正書を提出することができます。この手続は PCT 第 II 章の下で行なわれるものであり、この実務アドバイスのパート 1 で言及したように、国際予備審査の請求及び手数料の支払を適時に行わなければなりません。

肯定的な特許性に関する国際予備報告を利点は数多くあります。個々の事例の経験上、多く

の特許庁において、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を重視（十分な信頼と信用にまで）されています。全ての PCT 国内又は広域官庁において特許性に関する国際予備報告（第 II 章）をそれぞれの国内段階での審査に活用しています。十分な審査官を確保している、又は、（グレースピリオドのような）PCT 第 33 条で定められている基準と異なる国内法を有する官庁では特許性に関する国際予備報告（第 II 章）での非拘束性の見解を考慮するものの、（国内での）完全な通常の審査を継続するでしょう。十分な審査官が確保できていない官庁では特許性に関する国際予備報告（第 II 章）をより信頼する傾向があります。

第 II 章の手続の有用性を評価する際、特許性に関する国際予備報告（第 II 章）に大きな信頼を置いている国における国内手続の時間及び費用が節約できることを考慮しなければなりません。何人かの実務家は、広範囲の国（50 以上の国）において肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）は国内段階での審査に要する期間を 2、3 週短縮しようと見積もっています。さらに、国際予備審査を行った官庁での国内（又は域内）段階はさらに早い審査、及び／又は、国内手数料の減額の適用を受けることができます。また、特許性に関する国際予備報告（第 II 章）は国内段階移行の判断の際の非常に重要な情報になります。

いくつか、あるいは全ての請求項に係る発明について、新規性及び／又は進歩性がないとの国際調査機関の見解を受け取った場合、第 II 章において国際調査機関の見解の指摘事項に回答するコスト及び手間と、各国の国内段階で同様の（それに加えて他の）拒絶理由に回答するコストとを秤にかけする必要があります。肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）に大きな信頼を置いている国への移行を考えている場合には、第 II 章の手続は費用効果の高い選択肢でしょう。移行を検討している国において、特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を参照のために一般的に利用されている場合、肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の全体的な価値はより小さいものになるかもしれません。特許性に関する国際予備報告（第 II 章）において依然いくつかの請求項に係る発明について新規性又は進歩性がないと指摘されている場合であっても、第 II 章の手続において国際調査機関の見解で指摘された実体面での否定的見解を解消しておくことにより、国内段階での手続費用を減少させることができます。

一般的に、多数の国の国内段階に移行することが予想される出願に対して、第 II 章での国際出願の事前の審査は費用効果の高い選択肢です。移行国数が減少するにつれ、特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の価値は減少していきます。否定的見解に対する応答をどの時点で行うことが費用効果の高くなるかは、移行国と当該国での報告書の利用方法によります。

国際調査機関の見解が方式面での不備を指摘している場合には、実務アドバイスのパート 1 の(2)で議論したように、国際予備審査の請求の価値に付加する必要があります。

4) 出願人が、一以上の請求項に対し、新規性、進歩性、産業上の利用可能性について否定的である国際調査機関の見解を受理しているが、その情報が遅れて届いた場合。

PCT において、国際調査報告及び国際調査機関の見解は、国際調査機関による調査用写しの受領から 3 ヶ月の期間又は優先日から 9 ヶ月の期間のいずれかの遅く満了する期間までに出願人に送付されなければなりません。いくつかの国際調査機関で生じているバックログのため、この期限は守られないことがあります。出願人が国際調査報告／国際調査機関の見解を遅れて受領した場合、第 II 章の手続は依然利用可能であり、国際調査報告の送付から 3 ヶ月の期間（又は優先日から 22 ヶ月の期間のいずれか遅く満了する期間）までに国際予備審査の請求を行わなければなりません。しかし、この場合、この段階において第 II 章の手続が依然有用なものであるか否か検討する必要があります。

その回答は、国際調査報告／国際調査機関の見解がどの程度遅れているかによります。特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）が国内段階移行の判断までに作成されない場合、出願人は当該判断に利用するという利益を得ることができないでしょう。特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）が国内官庁による審査手続開始までに作成されない場合には、さらにその価値が下がってしまいます。一般的に、特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）が国内審査開始前に作成されるように、国際調査機関の見解が間に合って送付されない場合、第Ⅱ章の手続のコストを負担するよりむしろ国内官庁に直接手続を行う方が最善でしょう。この場合、国内移行手続及び国際調査機関の見解の受領後すみやかに国内官庁に対し予備的な抗弁書及び補正書を提出することをお勧めします。このようにすることで、国内官庁の審査官は国内審査開始時に国際調査機関の見解で指摘された事項に対する応答を得ることができます。

5) 出願人が、国際調査報告、国際調査機関の見解書を受理していないが、PCT 第 17 条(2)(a)の規定による国際調査報告を作成しない旨の宣言を受理している場合。

出願人が国際調査機関から国際調査報告を作成しない旨の宣言（様式 PCT/ISA/203）を受理している場合、国際調査機関が調査を要求されていない対象（PCT 規則 39）に関する出願、あるいは、明細書、請求の範囲又は図面が有意義な調査を行うことができる程度にまで所定の要件を満たしていない出願（PCT 第 17 条(2)(a)(ii)）のいずれかです。いずれの場合であれ、国際調査機関は国際調査機関の見解を作成しますが、請求項に係る発明についての新規性、進歩性、産業上の利用可能性に関する説明は含まれないでしょう。この状況では、PCT 規則 66.1(e)によれば、国際予備審査機関は国際調査報告が作成されていない発明に関連する請求項の審査をする義務がないため、国際予備審査を請求し、手数料を支払うことは非常に限られた価値しかありません。

PCT 第 34 条に基づく補正を希望する場合、国際予備審査の請求は、優先日から 22 ヶ月の期間又は国際調査報告を作成しない旨の宣言の送付から 3 ヶ月の期間のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができます。提出された補正は選択官庁に送付されますが、新規性、進歩性に関する見解は作成されません。国際段階での修正を希望する場合、第Ⅱ章での補正は可能ですが、新規事項の追加はできない点留意が必要です。一般的に、国内段階で問題点を処理するほうが費用効果が高いでしょう。

第Ⅱ章での国際予備審査は、一つの官庁による通知への応答で全ての PCT 加盟国での出願の審査を促進するための費用効果の高い方法です。多数の国に国内移行する予定である出願に対しては、国際調査報告及び国際調査機関の見解で指摘された事項の全てあるいは一部であっても解消によって得られる手続及び費用の節約は、これらの節約及び特許取得までの期間の短縮に有益であることは明らかです。国際調査報告及び国際調査機関の見解が作成されている PCT 出願に対して最も考慮すべき事項は、国際予備審査を請求し応答を行う費用と、第Ⅱ章の手続で受理するものの価値との分析です。

国際調査報告／国際調査機関の見解が肯定的又は否定的にかかわらず、出願人の中には、全ての関連する先行技術文献の特定と国内／域内段階のプロセスの促進のために国際調査を行った国際調査機関とは異なる国際予備審査機関に対して国際予備審査を請求する者がいます。その代わりに、異なる国際調査機関による補充国際調査を請求することにより、先行技術の補充的な見解を得ることができます。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2010年6月号 | No. 6/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT(UK)早期審査：イギリス国内段階での早期審査

2010年5月28日より、肯定的な特許性に関する国際予備報告を得ている国際出願について、イギリス国内段階で早期審査の請求を行うことができるようになりました。このサービスは、PCT 第I章又は第II章のいずれかで特許性に関する国際予備報告が発行されている場合に利用可能です。イギリス知的所有権庁（特許庁の運営名称）は国際事務局に対し、このサービスに関する以下の情報を提供しています。

要件

このサービスを受けるためには、国内段階に移行した出願のすべての請求項について、国際段階で審査が行われ、新規性、進歩性、産業上の利用可能性の要件を満たしているとの見解が示されていることが必要です。よって、国内段階移行後の出願のすべての請求項について特許性に関する国際予備報告で考慮されていなければなりません。特許性に関する国際予備報告の Box III で審査が行われなかった旨表明されている場合、あるいは、Box V において新規性、進歩性、産業上の利用可能性についてなんらかの否定的見解が示されている場合、早期審査は利用できません。

このサービスは2010年5月28日以降にイギリス国内段階に移行した出願と同様、すでにイギリス国内段階に移行している PCT 出願についても適用されます。

手続

出願人はイギリス知的所有権庁に対し、書面で早期審査請求を行い、肯定的な特許性に関する国際予備報告を得ている旨示さなければなりません。早期審査のためにさらなる理由は要求されません。

早期審査出願に関する文書において例えば太字で "URGENT – ACCELERATED PROCESSING REQUESTRD" との表示のような明確に示されていることが望ましいです。官庁が早期審査出願に関連する文書を受理後できるだけ早く特定することができ、可能な限り早く審査官のもとに届けることができるでしょう。

通常は起こらない状況ですが、もし WIPO からの特許性に関する国際予備報告の写しの提供が遅れている場合には、手続を促進させるためにこの書類の写しを提供するよう依頼することができます。

早期審査に関するそれぞれの請求は、特許審査官によって考慮され、早期審査請求を承認するか否か確認されます。拒否される場合には、拒絶理由が通知されるでしょう。承認される場合には、早期審査が行われます。イギリス知的所有権庁は現在少なくとも 90% のケースにおいて早期審査請求受理後 2 ヶ月以内に実体審査報告を発行することを目標にしています。

イギリス特許規則 2007 年規則の規則 31(4)に基づく自発補正の通常の間機会は最初の審査報告

の発行後に利用可能です。

更なる情報

イギリス知的所有権庁は、この新サービスに関する情報について、次のプレスリリースで公開しています。

<http://www.ipo.gov.uk/press-release-20100528>

イギリス知的所有権庁によるその他の早期審査サービスに関する情報は、以下の URL でご覧いただけます。

<http://www.ipo.gov.uk/p-fastgrantguide.pdf>

問い合わせ

この通知に関する問い合わせは以下の宛先にご連絡下さい。

Sarah Barker
Patents Legal Section
Intellectual Property Office
Concept House
Cardiff Road
Newport
South Wales NP10 8QQ
United Kingdom
電話番号 : (+44-(0)1633) 81 48 07
ファクシミリ番号 : (+44-(0)1633) 81 44 91

米国特許商標庁及び韓国知的所有権庁間におけるPCT-PPHの発効

米国特許商標庁及び韓国知的所有権庁は、現在の2国間特許審査ハイウェイ（PPH）合意について、いずれかの庁が作成した肯定的な国際調査報告及び見解、及び肯定的な国際予備審査報告を対象に追加拡大する計画を発表していましたが、PCT出願を含む試行プログラム開始日について告知されていませんでした。米国特許商標庁は2010年6月1日より試行プログラムを開始する旨公表し、韓国知的所有権庁も後日ウェブサイトで試行プログラムの開始を公表する予定です。

http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_kipo.jsp

http://www.uspto.gov/patents/law/notices/pct_pph_kipo.pdf

PCT手数料に関する安全なオンラインでのPCT E-Payment システム

2010年7月、国際事務局（IB）はオンラインPCT E-Paymentシステムを立ち上げ、出願人がIBへのPCT手数料の支払をオンラインでの安全な電子支払機能を経由してクレジットカードで行うことができるよう計画しています。当初のPCT E-paymentシステムでは、以下の種類の手数料（他の種類の手数料については後日追加する予定です）に関する国際事務局へのオンラインでのクレジットカード支払を可能にする予定です。

- － 受理官庁としての国際事務局（RO/IB）への新PCT出願に対する手数料の支払
- － 補充国際調査の請求のための国際事務局への手数料の支払

国際事務局へのクレジットカードによる上記手数料の現在の支払手続は、出願人に対しクレジットカードの特定情報について、RO/IBへの国際出願の電子出願時にPCT-SAFEのインターフェース上で詳細を入力する、あるいは、別途の紙様式（PCT/RO/197及び/又は

PCT/IB/380) で提供することによって、国際事務局に提供することを要求しています。提供された詳細情報を使用して、国際事務局はクレジットカード取引を実行します。しかしながら、新しいオンライン PCT E-Payment システムでは、出願人は有効な電子メールアドレスを国際事務局に提供し、PCT-SAFE のインターフェース上で "Credit Card (E-Payment)" を選択することにより（この新しい選択肢は、PCT-SAFE の 2010 年 7 月リリース版で、完全な電子出願及び PCT-EASY 出願の両方で利用可能になります）、あるいは、様式 PCT/RO/101（RO/IB への新出願）又は様式 PCT/IB/375（補充国際調査の請求）の対応する手数料表の支払オプションとして "credit card" をチェックすることにより、オンライン PCT E-Payment システム経由での手数料の支払の意思を示すだけで手続可能になります。

国際事務局による初期の形式的手続の後、出願人はこの目的で提供された電子メールアドレス宛に、出願人がオンラインでのクレジットカード取引を完全かつ秘密の環境下で完了させることができる PCT E-Payment システムでの対応する取引のためのリンクを含む自動配信メールを受信するでしょう。出願人はまた WIPO の PATENTSCOPE[®] ウェブサイトの PCT サービスセンターのページ上の安全なリンクを経由して、すべての PCT E-Payment クレジットカード取引にアクセスすることができます。

国際事務局は 2011 年 1 月 1 日付けで PCT 出願人からの書面でのクレジットカード詳細情報の受付の中止を意図しており、オンラインでの PCT E-Payment システムへの移行のための妥当な期間を提供しています。その結果、様式 PCT/RO/197 及び PCT/IB/380 はその日から利用できなくなります。

PCT ディスタンスラーニングコース(10 言語)の利用開始

2009 年に「PCT 入門」のタイトルの PCT に関するディスタンスラーニングコースを開始しました。この自主学習コースは PCT 専門家によって開発されたもので、WIPO アカデミーの教育学的な遠距離学習方法を利用し、PCT 制度の基本的理解を得たい方向けに作成されています。

本コースは現在アラビア語、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語の 10 言語で利用可能です。新しい言語については PDF フォーマットで利用可能ですが、将来的には、ユーザー双方向性をより高めたオンライン WIPO 教育管理システムを構築していく予定です。

これらの言語での利用する際、最初のインフォメーション及び登録は英語情報のみです。本コースの登録は統計目的のデータ提供に利用いたします。

http://www.wipo.int/pct/en/distance_learning/index.html

PCT 統計

2009 年版国際特許制度

"The International Patent System – PCT Yearly Review: Developments and Performance in 2009"（国際特許制度 – PCT 年次報告：2009 年の発展及び実績）において、2009 年の PCT の活動が報告され、PCT 出願関連統計（上位出願国、上位出願人、上位技術分野を含む）及び各国段階移行数、並びに国際特許制度の実績に関する統計が含まれています。2009 年版には、PCT 出願に関する経済危機の影響について特別テーマを設けています。英語 PDF フォーマット版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/pdf/901e_2009.pdf

PCT最新情報

- CR : コスタリカ (インターネットアドレス、発明者の氏名及びあて名の提出期限、優先権の回復の請求に適用される基準)
- DO : ドミニカ共和国 (電話番号、保護の種類、発明者の氏名及びあて名の提出期限、優先権の回復の請求に適用される基準)
- EP : 欧州特許庁 (補充国際調査機関 (SISA) としての資格に関する情報)
- GT : グアテマラ (電話番号、優先権の回復の請求に適用される基準及び手数料)
- OM : オマーン (管轄国際予備審査機関)
- 調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、日本国特許庁)
- 取扱手数料 (韓国知的所有権庁)

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報

PCT 規則の修正

2010年7月1日発効のPCT規則の全条文がPDFフォーマットで英語と仏語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct_regs.pdf

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/texts/pdf/pct_regs.pdf

パワーポイント資料

2010年7月1日発効のPCT規則の変更の影響について説明するパワーポイント資料が英語、仏語、ドイツ語とスペイン語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2010changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/2010changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/2010changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/2010changes.ppt>

PCT用語集

PCTユーザーにPCT用語の定義を提供しているPCT用語集がスペイン語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/glossary.html>

英語版、仏語版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/glossary.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/glossary.html>

ISA及びIPEAの取決め

WIPO国際事務局と欧州特許庁との間の改正された取決めの条項が英語及び仏語で公表されました。同取決めには、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての欧州特許庁の機能に、2010年7月1日付けで発効する補充国際調査に関する規定が含まれます。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/agreements/ag_ep.pdf

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/texts/agreements/ag_ep.pdf

PCT出願人の手引き : 新 Aneex SISA(EP)

ブダペスト条約

ルクセンブルグの加盟

ルクセンブルグが2010年4月29日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は73になります。ブダペスト条約はルクセンブルグにおいて2010年7月29日に発効します。

実務アドバイス

国際公開後のPCT第19条に基づく補正の提出；補正の際の言語要件

Q: 国際調査報告及び国際調査機関の見解書が、国際公開後に遅れて送付されてきました。国際公開後であっても国際調査報告は遅れて公開されるものと理解しています。PCT第19条に基づく請求の範囲の補正を行った場合、同様に国際公開されるのでしょうか？また、オランダ特許庁に対してオランダ語で出願したPCT出願について、国際公開の目的で公開言語、つまり英語、に当初出願の翻訳を行いました。補正についても英語に翻訳しなければならないのでしょうか？

A: PCT第19条に基づいた請求の範囲の補正書は、国際調査報告の送付の日から2ヶ月の期間又は優先日から16ヶ月の期間うちいずれか遅く満了する期間内に国際事務局に対し提出することができます（規則46.1）。本件の場合、国際調査報告が国際公開後に送付され、よって、優先日から16ヶ月の期間より後に送付されていることから、適用される期限は国際調査報告の送付の日から2ヶ月になります。正しい言語で、かつ、上記期限内に請求の範囲の補正書が受理された場合、当該補正は修正されたフロントページ（すなわち、書誌的事項、発明の名称及び要約を含むページ）とともに公開されます（PCT規則48.2(h)）。

国際公開のための技術的準備の完了の日までに、請求の範囲の補正書が提出されておらず、19条に基づく請求の範囲の補正の提出期限が過ぎていない場合、19条に基づく請求の範囲の補正書の期限が過ぎていない旨の表示を国際公開公報上に行うことで、第三者に対し注意を促します。そして、期限内に請求の範囲が補正された場合、請求の範囲の補正書及びPCT規則46.4に基づく説明書（下記参照）は別途公開されます。

PCT第19条に基づく補正書は公開言語で提出しなければなりません（規則46.3）。（たとえ翻訳文を提出する意思があったとしても）他の言語で補正書を提出すべきではありません。出願人は、最初に提出したすべての請求の範囲と差し替える、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければなりません（規則46.5(a)）。さらに、出願人は、最初に提出した請求の範囲と補正により異なるものとなる請求の範囲を特定し、及び最初に提出した請求の範囲と補正後の請求の範囲との相違について注意を喚起すること（規則46.5(b)(i)）、並びに最初に提出した請求の範囲であって補正により削除されたものを特定すること（規則46.5(b)(ii)）を記載した書簡を添付します。これらに加えて、2010年7月1日より、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示することが必要になります（新規則46.5(b)(iii)）。なお、添付する書簡は英語、又は、国際公開言語が仏語の場合は仏語で作成します（規則92.2(d)）。

また、出願人は、補正に関する簡単な説明書（英語の場合又は英語に翻訳した場合に500語を超えてはならない）を提出し、補正の説明及びその補正が明細書及び図面に与える影響の表示することができます。この説明書は請求の範囲の補正とともに公開されます。またこの説明書は公開言語で作成します。

PCT 第 19 条に基づく補正の公開は、仮保護が与えられる国における仮保護を確実なものとする点で役立つかもしれませんが、国際調査機関の見解における否定的見解が示された点について 19 条補正により修正しても、その後の特許性に関する国際予備報告第 1 章の内容に影響を与えることはありません。19 条補正について、国際予備審査請求が行われない限り、国際段階において実体面での審査が行われることはありません。国際予備審査請求を行った出願人は、国際予備審査機関に対し、国際予備審査の対象として 19 条補正を利用することを請求する可能性を有しており、また、それにより特許性に関する国際予備報告第一章における否定的見解が克服されるのであれば、特許性に関する国際予備報告第二章では肯定的な結果になるかもしれません。出願人が国際予備審査を請求し、19 条補正が国際予備審査で考慮されることを希望する場合、国際予備審査請求書（様式 PCT/IPEA/401）の Box No.IV（国際予備審査に対する基本事項）において対応箇所に表示する必要があります。また、補正書の写しを国際予備審査請求書とともに提出することが望ましいです（規則 53.9(a)(i)）。

請求の範囲の補正の公開時にすでに国内段階に移行している国において、当該国の指定官庁は請求の範囲が補正されたものとみなすと考慮する必要はありません。

請求の範囲と同様に明細書及び図面を補正する場合には、国際予備審査請求の際（PCT 第 34 条(2)(b)）又は国内広域官庁に対して（PCT 第 28 条及び第 41 条）、補正を行うことができます。

PCT 出願人の手引きの国際段階の段落 9.004 から 9.011 に、19 条補正の提出に関する詳細な説明があります。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2010年7-8月号 | No. 7-8/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

7月及び8月の合併号

今回は PCT Newsletter の合併号となります。8月単体では発行されません。しかし、9月号の発行前に、PCT ユーザが知っておくべき重要な PCT ニュースが発生した場合には、PCT 電子メール更新サービスによって、その情報をお知らせします。PCT 電子メール更新サービスは、PCT Newsletter の各号が掲載されたことを PCT ユーザに通知したり、その他の臨時のお知らせを行うのに使用されています。このサービスの提供を受けていない方は、無料でお申込みできます。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-general>

更に、PCT セミナーカレンダー及び PCT 手数料表は、8月については、継続的に更新されます。次のアドレスをご確認ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

オーストリア特許庁による補充国際調査の提供

オーストリア特許庁は、2010年8月1日から補充国際調査の実施を開始し、出願人が同庁を補充国際調査機関（SISA）として選択できるようになる旨、国際事務局に通知しました。

オーストリア特許庁の補充国際調査機関としての資格に関する情報は、まもなくご覧いただけます。

PCT作業部会

PCT 作業部会の第3回会合が2010年6月14日から18日までジュネーブにて開催されました。この会議の総括で参照されている作業文書は以下のWIPOのウェブページに掲載されています。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/3

本作業部会において、「PCT システムの機能を向上する必要性」（PCT/WG/3/2）と題した国際事務局による研究に基づいた一連の勧告が承認されました。これらの勧告は、PCT 制度を特許出願の手続、並びに、途上国への技術移転・技術援助の支援の点でより効果的なものとするために、国際事務局、出願人、締約国及び国内官庁（国内及び国際面での資格としての活動）が取り組むべきさまざまな活動をカバーしています。

国際調査報告及び国際予備審査報告の質の改善に関連する多くの提案が、広範囲の情報源から広範囲の言語での先行技術の調査、及び、他庁の調査結果の共有を可能とする能力の改善のため、国際機関（国内及び国際面での資格で）として活動する官庁内で進行中の作業を踏まえようとしています。

これらの勧告に従い近い将来実行される新しいステップは次のオンラインシステムの発展を

含みます。

- － 第三者からの情報提供の許容
- － 登録される可能性のある特許出願に関する出願人のライセンス意思を表示することによる技術移転の支援
- － 国際出願の国内段階移行についての国内官庁からのより良い情報の受理、並びに、どこで特許が出願したか否かについてのより簡易な特定を行うための前記情報のサーチシステムへの組み込み

勧告のいくつかを実行に移すために、本作業部会は、PCT 制度は、技術情報の普及、技術へのアクセスの促進、及び、途上国への技術援助の提供において、どの程度成功しているかを評価するための一連の研究を依頼しました。これらの研究では、これらの分野での PCT の性能を向上するための方法に関する勧告を含まれ、PCT 技術援助プロジェクトに出資するための追加予算調達の可能性が調査されるでしょう。

本作業部会は、特定の PCT 料金の減額資格を有する国民及び居住者の国のリスト策定のための基準の改正提案 (PCT/WG/3/4 Rev.) について合意されませんでした。合意に達するまで、2008 年 7 月 1 日発効の国のリストが引き続き適用されます。

本作業部会は、2010 年 9 月の PCT 同盟総会での承認を得るべく、PCT 規則に関する多くの小改正 (本作業部会のレポートでの指摘されている改正とともに文書 PCT/WG/3/8 に基づいた改正) を勧告しました。これらは、明らかな誤記の訂正の詳細、並びに、19 条及び 34 条補正の添付書簡が国内官庁で適切に利用されるようにするための手続に関するものです。出願人は、まれな状況下では、関連する官庁間で自動的に送付されない文書の写しの提供を国内官庁が要求するリスクを減少させることを除き、その補正による影響を受けません。

本作業部会は、特定の発明の明確かつ効果的な開示において写真及びカラー図面の利用価値を認識しましたが、国際出願においてこれらの提供方法を決定する前に、技術面・法律面の課題に関するさらなる情報を得る必要がありました。

本作業部会では、受理官庁による誤りの訂正を受理官庁が行う法的根拠について表明された懸念について、受理官庁が訂正を行う固有の権利を有している旨、受理官庁ガイドラインに明示することが最も良い方法であると合意されました。

今次会合のレポート (PCT/WG/3/14) は上記インターネットアドレスから入手することができます。

PCT実施細則及び様式の修正

2010 年 7 月 1 日から発行する PCT 実施細則並びに受理官庁・国際調査機関 (及び補充調査国際調査機関)・国際事務局・国際予備審査機関に関連する一定の様式について小規模の修正が行われました。その多くの修正は 2009 年 10 月の PCT 同盟総会で採択された PCT 規則の改正の結果生じたものです。

実施細則の修正は以下のとおり。

- － 優先権書類について、受理官庁又は国際事務局による電子図書館からの取得を出願人が請求できるよう、PCT 規則 17.1(b) の 2) の実施するための 2010 年 1 月 1 日発効の PCT 実施細則の修正に従って、第 411 号の修正が行われました。
- － PCT 規則の訂正 (すなわち、規則 57.6 から 57.4 への再番号付与) の結果により、第 613 号の修正が行われました。

2010年7月1日発効の実施細則の全条文が、PCT 関連情報のウェブサイトにおいて、英語及び仏語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

様式に関する限り、PCT/IB/381（補充国際調査に関する手数料の払戻の通知）が作成され、以下の様式が改訂されます。

PCT/RO/102	所定の手数料の納付に関する通知
PCT/RO/147	国の安全上の理由により記録原本及び調査用写しを送付できないことに関する通知
PCT/IB/301	記録原本の受理通知
PCT/IB/304	優先権書類の提出又は送付に関する通知
PCT/IB/337	国際調査機関の見解書、請求の範囲の補正書及び補充国際調査に関する通知
PCT/IB/375	補充国際調査請求書
PCT/IB/379	補充国際調査請求は提出されなかったものとみなす旨の通知
PCT/ISA/220	国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の宣言の送付の通知
PCT/IPEA/401	国際予備審査請求書
PCT/IPEA/407	国際予備審査請求は提出されなかったものとみなす旨の通知
PCT/IPEA/408	国際予備審査機関の見解書
PCT/IPEA/409	特許性に関する国際予備報告（第二章）
PCT/SISA/501	補充国際調査報告
PCT/SISA/507	補充国際調査請求は提出されなかったものとみなす旨の宣言

願書様式の改訂版は、編集可能な PDF フォーマットで次のアドレスからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

PCT手数料に関する安全なオンラインでのPCT E-Payment システムの追加情報

PCT E-Payment システムの立ち上げに関し PCT Newsletter No. 06/2010 においてお知らせしていましたが、国際事務局は同サービスの完全運用を発表しました。同サービスは以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://webaccess.wipo.int/epayment_pct/

PCT E-Payment システムでは、出願人が、受理官庁としての国際事務局（RO/IB）への新 PCT 出願に対する手数料の支払、及び、補充国際調査の請求のための国際事務局への手数料の支払について、オンラインでの安全な電子支払機能を経由してクレジットカードで行うことができます。RO/IB への出願手数料の場合、2010年7月版の PCT-SAFE ソフトウェアはこの変更が反映されています。

本サービスの主な利点は、出願人が国際事務局に対しクレジットカードの詳細情報を別途の様式でもはや提出する必要がなく、出願人自身がオンラインでのクレジットカード取引を安全かつ秘密の環境下で行うことができることです。出願人は、オンラインクレジットカード支払のための指示を送付するための有効な電子メールアドレスを国際事務局に対し提供することのみ要求されます。PCT E-Payment サービスにより送付される電子メールは WIPO 電子メールポリシーに従い no.reply@wipo.int から届きます。そして、このメールアドレスから届く電子メールが受信者側のいかなる理由によってもブロックされないこと（例えばスパムフィルター）を確実にすることは出願人の責任です。

国際事務局では 2011 年 1 月 1 日付けで PCT 出願人からの書面（様式 PCT/RO/197 及び PCT/IB/380）でのクレジットカード詳細情報の受付及び手続がもはや行われなくなります。様式 PCT/RO/197 及び PCT/IB/380 は 2010 年 6 月 30 日まで有効の様式集からのみ利用できます。2011 年 1 月 1 日以降、上記クレジットカードによる PCT 手数料の支払は、オンライン PCT E-Payment サービス経由のみ利用可能になります。さらに、上記種類の手数料の支払いに加え、他の種類の手数料についても本サービス経由でのクレジットカード支払を順次可能にしていく予定です。

PCTオンライン文書アップロードサービスの拡張

2010 年 1 月に、出願人が出願後の文書の提出を国際事務局としての資格での WIPO に対しウェブインターフェース経由で電子的に提出することができる、PCT オンライン文書アップロードサービスの開始に関し PCT Newsletter No. 01/2010 においてお知らせしていましたが、受理官庁としての資格での国際事務局（RO/IB）宛の出願後の文書をアップロードできるように、本サービスを拡張しました。

PCT オンライン文書アップロードサービスを利用して RO/IB に送付することが可能な文書の種類の例として、以下のものがあります。

- － 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復の請求
- － 規則 26 の 2.1 に基づく優先権の主張の補充又は追加
- － 規則 20.6 に基づく要素及び部分の引用により含めることの請求
- － 規則 26 に基づく差替え用紙
- － 規則 90.4 に基づく RO/IB に提出する委任状
- － 規則 12.3 に基づく国際調査のための翻訳文、及び／又は、規則 12.4 に基づく国際公開のための翻訳文
- － 規則 4.17 に基づく申立て

PCT最新情報

ユーロでの支払手数料（多くの官庁）

米ドルでの支払手数料（多くの官庁）

DK：デンマーク（手数料、国内段階移行の期限、必要な翻訳文の内容）

EP：欧州特許庁（微生物及びその他の生物材料の寄託）

GT：グアテマラ（国内段階移行の要件）

HN：ホンジュラス（一般情報）

IB：国際事務局（手数料）

2010 年 9 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料の EUR 及び USD の換算額が変更になります。

送付手数料	手数料表 I(a)参照
優先権書類の手数料	EUR 36 又は USD 43
航空郵便のための追加額	EUR 7 又は USD 9

IL：イスラエル（手数料）

IS：アイスランド（手数料）

JP：日本（手数料）

2010 年 9 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う次の手数料及び手数料の減額の手元への換算額が変更になります。

国際出願手数料	104,900 円
---------	-----------

三十枚を超える用紙毎の手数料	1,200 円
PCT-EASY モード出願の減額	7,900 円
電子出願（文字コード形式）の減額	23,700 円

KR：大韓民国（手数料、国内段階移行の特別な要件）

MX：メキシコ（手数料）

NI：ニカラグア（国内段階移行の要件）

SG：シンガポール（手数料）

調査手数料（オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、日本国特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、国立工業所有権機関（ブラジル）、北欧特許機構、中華人民共和国国家知識産権局、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁）

2010年8月1日から、オーストラリア特許庁によって行われる国際調査に対して支払うAUDの換算額が変更になります。

2010年9月1日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

オーストリア特許庁	USD
カナダ知的所有権庁	EUR
欧州特許庁	NZD, SGD
日本国特許庁	CHF, EUR
中華人民共和国国家知識産権局	EUR
米国特許商標庁	CHF, EUR

2010年9月15日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

国立工業所有権機関（ブラジル）	EUR
欧州特許庁	ISK, JPY, USD, ZAR
フィンランド国立特許・登録委員会	USD
北欧特許機構	USD
スペイン特許商標庁	USD
中華人民共和国国家知識産権局	CHF
スウェーデン特許登録庁	USD

2010年10月1日から、日本国特許庁によって行われる国際調査に対して支払うKRWの換算額が変更になります。

取扱手数料（カナダ知的所有権庁、連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）、米国特許商標庁）

公開スケジュールの変更

2010年9月9日の公開

2010年9月9日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT出願及

びその日に通常公開される公示（PCT 公報）が 2009 年 9 月 10 日（金）に公開されます。その結果、PCT 出願の技術的準備が完了する日が公開日の 16 日前（通常の公開日の 15 日前より早い）である 2010 年 8 月 25 日（水）となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2010 年 8 月 24 日（火）の 24 時までに国際事務局に受理される必要があります。

2010 年 9 月 23 日の公開

2010 年 9 月 9 日（木）が WIPO の閉庁日に当たる為、2010 年 9 月 23 日（木）に公開される PCT 出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2010 年 9 月 7 日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である 2010 年 9 月 8 日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は 2010 年 9 月 6 日（月）の 24 時までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン（2010 年 7 月 1 日付け version 3.51.0471.223）が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

本バージョン（“build 223”）は次の変更を行います。

- 2010 年 1 月からの電子メール使用の承認、及び、優先権デジタルアクセスサービス (DAS) 経由で優先権書類を取得することを国際事務局に対して要求可能とする
ことに関する願書様式の修正
- R0/IB へのクレジットカード支払に関する修正
- R0/US への PCT-EASY/EFS-Web 出願の願書様式の署名要件の緩和
- 署名/提出手続中の PDF プレビュー画面の下部の“Continue” ボタンに注意を引くためのポップアップメッセージ
- 優先権書類取得機能の確認チェックの追加
- 電子メールアドレスの確認チェックの導入
- 新 WIPO ロゴ
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善

“PCT-SAFE unit”部署は“PCT e-Service unit”に部署名を変更しました。同部署は PCT-SAFE に関するサポートに加え、他の PCT 電子手続に関するサポートを提供しています。

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報

PCT 規則の修正

2010 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文が PDF フォーマットで英語、仏語、イタリア語、ポルトガル語及びスペイン語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

PCT 様式

ドイツ語の様式 PCT/IPEA/408 及び PCT/IPEA/409 が掲載されています（欧州特許庁提供）。

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ipea/index.htm>

PCT 手数料

世界銀行リストの改訂に伴い、欧州特許庁における所定の PCT 手数料の 75%減額の適用及びスペイン特許商標庁における調査手数料の 75%減額の適用に関するそれぞれの一覧が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

換算額の決定に関する修正された指針

2010 年 7 月 1 日発効の所定の通貨の換算額の決定に関する PCT 同盟総会の指針が英語及び仏語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/equivalent_amounts.html

http://www.wipo.int/pct/fr/fees/equivalent_amounts.html

PCT 同盟総会文書の保存記録

1978 年から 1996 年の PCT 同盟総会文書の歴史的な保存記録が PCT 関連情報のウェブサイトで利用できるようになりました。

http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=135

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と以下の国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）との間の改正された取決めの条項が英語及び仏語で公表されました。

AU オーストラリア特許庁（2010 年 7 月 1 日）

JP 日本国特許庁（2010 年 7 月 1 日）

US 米国特許商標庁（2010 年 6 月 17 日）

同取決めには、ISA 及び IPEA としてのそれぞれの国際機関の機能に関する規定が含まれます。上記国際機関リスト内のかっこ書きはそれぞれの取決めの発効日です。

http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

ドイツ語による追加関連情報

三極特許庁による PCT-特許審査ハイウェイ開始に関する情報及び共通出願様式に関する情報がドイツ語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/de/filing/pct_pph.html

<http://www.wipo.int/pct/de/filing/caf.html>

PCT 用語集

PCT ユーザーに PCT 用語の定義を提供している PCT 用語集がポルトガル語でまもなくご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/glossary.html>

英語版、仏語版、スペイン語版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/glossary.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/glossary.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/glossary.html>

国内段階移行期限

2010 年 7 月 1 日付けの国内段階移行期限の英語、仏語及びロシア語の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/time_limits.html

http://www.wipo.int/pct/ru/texts/time_limits.html

一覧は、指定／選択官庁ごとに、PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内（広域）段階へ移行する期限を示しています。

特許協力条約及び規則の条文集（紙版）

2010 年 7 月 1 日発効の英語及び仏語の特許協力条約及び規則の条文集（紙版）が出版されました。

この本の値段は通常の郵送で 24 スイスフラン、速達の郵送で 28 スイスフランです。ご注文は、WIPO 出版番号 No. 274 及び所望の言語を記載の上、WIPO の”the Outreach Services Section”までご請求ください。

ファクシミリ番号: (41-22) 740 18 12

電子メール: publications.mail@wipo.int

電子ブックショップ: <http://www.wipo.int/ebookshop>

宛先
34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

WIPO GOLD : 新しいWIPOグローバルIP情報源

WIPO は、WIPO GOLD—無料のオンライングローバル IP 関連情報で、幅広い検索可能な IP データ及びツール（例、テクノロジー（PATENTSCOPE®経由）、ブランド、ドメインネーム、意匠、統計、WIPO 標準、IP 分類、IP 法及び条約）への迅速かつ簡易なアクセスを提供しています—を立ち上げました。以下のサイトをご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/wipogold/en/>

実務アドバイス

国際事務局によって発行される PCT 通知のための電子メールアドレスの記録

Q: 紙ファイルからの脱却するために、100 件以上の国際出願の代理人として活動している当事務所は、国際事務局によって発行される通知を郵送に代えて電子メールで送付するよう

要請したいと考えています。願書中の対応するチェックボックスにマークすることにより可能と理解しています。しかし、すでに願書を提出した国際出願についてまだ電子メールアドレスを提出していない出願について、送信方法の変更をどのように請求したらよいでしょうか。代理人となっている国際出願すべてについて1つの要請で行うことが可能でしょうか。

A: このような要請は、規則 92 の 2 「願書又は国際予備審査の請求書の表示の変更の記録」（例えば、出願人の名義、氏名若しくは名称、住所、国籍又はあて名の変更の記録や、代理人、共通の代表者又は発明者の名義、氏名若しくは名称又はあて名の変更の記録の要請）に基づいた他の要請と同様に取り扱われるでしょう。言い換えれば、出願人又は記録された代理人によって署名された書簡で要請を行わなければなりません。以前に提供している電子メールアドレスの変更の場合も同様です。

複数の出願についての変更の記録の要請の送付及び手続の促進のため、国際事務局は個々の出願ごとに別個の書簡を送付するよりむしろ、関連するすべての国際出願番号がリスト化された1通の書簡の送付をお勧めしています。しかしながら、単に特定の出願人／代理人により出願された国際出願に関するものに対する変更の要請とするのではなく、関連する番号をリスト化することが重要です。出願人に代わり署名する権限を有している代理人のみがそのような要請を送付することができます。よって、出願人に代わって署名する権限がなく、同じ事務所の他の代理人によって扱われている国際出願については、当該他の代理人によって別個の書簡が送付される必要があります。もちろん、会社自身（個人よりむしろ）が出願人のための署名する権限を与えられている場合、会社のために署名する権限を有する者が関連するすべての国際出願について署名することができます。

この変更が迅速に記録されることを確実にするために、またすべての受理官庁が複数の出願について1通の書簡による変更の記録の要請を受理する用意ができていないことを考慮して、変更の記録の要請は受理官庁よりむしろ国際事務局に直接送付することをお勧めします。このような請求は、国際事務局に対し、郵送、FAX、又は好ましくはPCTオンライン文書アップロードサービスで提出することができます。PCTオンライン文書アップロードサービスでは、出願人又は代理人が国際事務局に対しウェブインターフェース経由で電子書類（PDFフォーマット）を提出することができます。また、出願後に提出する書類を国際事務局に迅速かつ効率的に提出することが可能であり、同サービスを特にお勧めします（PCT Newsletter No.01/2010）。特定の案件について優先日から30ヶ月の期間の満了の後に受理した変更の要請は記録されません（PCT規則92の2.1(b)）。

書簡において、「**事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する**」又は「**電子メールによる通知のみを希望する**」（この場合、書面による通知は送付されません）のいずれの送付方法を希望するのか特定することが重要です。まだ国際事務局から電子メールによる通知を受け取ったことがない方には、第一段階として、事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する方法から始めることをお勧めします。電子メールによる通知のみを希望する、というオプションは、国際事務局からの事前の通知をうまく受理でき、電子メールアドレスへの電子送付に満足し、後の書面による通知で確認ができた場合に利用すべきです。

国際事務局は電子メールによる出願人への通知の送付を用意していますが、出願人が国際事務局からの電子メールに返信することはできません。また国際事務局は出願人が電子メールで送付した文書を受理していません。しかし、文書アップロードで電子的に送付された書類は受理されます。また一般的な問い合わせ（特定案件に関するものではない）については回答いたします。

電子メールによる通知に関する願書様式中の新しいチェックボックスについての更なる詳細

情報は PCT *Newsletter* No.01/2010 及び No.04/2010 を、変更の記録の要請についての情報は PCT 出願人の手引きの国際段階の段落 11.018 から 11.022 をご参照下さい。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2010年9月号 | No. 9/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

欧州特許条約

セルビアの加入

セルビアが欧州特許条約（EPC）の加入書を2010年7月15日に寄託し、2010年10月1日から当該条約に拘束されます。この加入によってEPC加盟国は38となります。

したがって、2010年10月1日以降に出願された国際出願は、国内特許に加えて、欧州特許としてセルビアの指定を含むこととなります（2010年10月1日より前に出願した国際出願は、国内特許としてセルビアの指定は含みますが、欧州特許としてセルビアの指定を含みませんので気を付けてください。）。

更に、2010年10月1日から、セルビアの国民及び居住者は、知的所有権庁（セルビア）又はWIPO国際事務局に加えて、受理官庁としての欧州特許庁（EPO）に国際出願を出願することができます。

欧州特許機構とセルビアの間の拡張協定への影響

セルビアと欧州特許機構との間の拡張協定は、2010年10月1日のセルビアでのEPC発効をもって終了します。よって、欧州特許のセルビアへの拡張は利用できなくなります。しかしながら、2010年10月1日より前に出願されたすべての欧州出願及び国際出願に対して、このような出願について登録された欧州特許と同様、この拡張制度の適用が継続されます。

セルビアのEPCへの加入に関する詳細はEPOウェブサイトに掲載されています。

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/informationEPO/archive/20100730.html>

改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

ES スペイン（PCT 規則 20.8(a)及び(b)）

スペイン特許商標庁はPCT規則20.8(a)及び(b)（要素及び部分の引用による補充）と国内法令との不適合を通知していました（PCT Newsletter No. 05/2006 参照）。これらの規則は2007年4月1日に発効したものです。この度、受理官庁として、該当する場合には指定官庁としてのスペイン特許商標庁はその通知を2010年10月1日から取下げることを国際事務局に通報しました。

よって、その日以降、PCT規則20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)、20.6は当該機関に適用されます。PCT留保、宣言、通知及び不適合の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 最新情報

米ドルでの支払手数料（多くの官庁）

AU：オーストラリア（PCT-EASY 記録媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料）

DE：ドイツ（電子メールアドレス、国際公開後の仮保護、PCT-EASY 記録媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、微生物及びその他の生物材料の寄託、手数料）

DO：ドミニカ共和国（国内段階移行の要件）

FI：フィンランド（微生物及びその他の生物材料の寄託機関）

GB：イギリス（電話番号、電子メールアドレス）

KR：大韓民国（PCT-EASY 記録媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出）

SG：シンガポール（手数料）

SV：エルサルバドル（電話及びファクシミリ番号、発明者の氏名及びあて名の提出期限、国内段階移行の要件）

VC：セントビンセントおよびグレナディーン諸島（管轄国際調査機関及び予備審査機関）

ZA：南アフリカ（手数料）

調査手数料（オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁）

補充調査手数料（オーストリア特許庁）

取扱手数料（米国特許商標庁、連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦））

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報

例が記入されている国際予備審査請求書

2010 年 7 月版の国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) に例が記入されたものが、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語について PDF フォーマットでそれぞれご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled_demand.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled_demand.pdf

http://www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled_demand.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled_demand.pdf

ドイツ語による PCT 関連資料の追加

PCT 規則の修正

2010 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文がドイツ語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf

英語、仏語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語版もそれぞれご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

PCT 受理官庁としての国際事務局への PCT 直接出願

PCT 受理官庁としての国際事務局への出願、特に、出願方法、支払手数料、許容する通貨及

び支払方法、RO/IB への出願の特徴、PCT 受理官庁及びプロセッシングチームの連絡先がドイツ語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/de/filing/filing.html>

国際段階での手数料の支払

PCT 手数料に関して、特に国際段階での手数料の支払方法に関する、追加の情報がドイツ語の PCT 関連情報のサイトに追加されました。

<http://www.wipo.int/pct/de/fees/index.html>

日本語による PCT 関連資料の追加

PCT 手数料に関して、特に国際段階での手数料の支払方法に関する、追加の情報が日本語の PCT 関連情報のサイトに追加されました。

<http://www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html>

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の英語、仏語、ドイツ語、スペイン語版が 2010 年 7 月 15 日に更新され、ご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/index.html

http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/index.html

http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/index.html

http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/index.html

PCT 経由で広域特許が取得できる PCT 締約国

2010 年 10 月 1 日以降に出願された国際出願が、欧州特許のためのセルビアの指定を含むことを反映するように、この一覧が更新されました。この一覧は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/reg_des.pdf

この一覧の仏語版は準備中です。ロシア語版はまもなくご覧いただけるようになります。

http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/reg_des.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と次の機関との間の改正された取決めの条項が英語及び仏語で公表されました。

- AT オーストリア特許庁 (2010 年 7 月 1 日)
- AU オーストラリア特許庁 (2010 年 8 月 1 日)
- CA カナダ知的所有権庁 (2010 年 7 月 1 日)
- CN 中華人民共和国国家知識産権局 (2010 年 7 月 1 日)
- ES スペイン特許商標庁 (2010 年 7 月 1 日)
- FI フィンランド国立特許・登録委員会 (2010 年 7 月 1 日)
- KR 韓国知的所有権庁 (2010 年 7 月 1 日)
- SE スウェーデン特許登録庁 (2010 年 7 月 1 日)
- US 米国特許商標庁 (2010 年 7 月 1 日)
- XN 北欧特許機構 (2010 年 7 月 1 日)

同取決めには、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としてのそれぞれの機関の機能に関する規定が含まれます。上記機関リスト内のかっこ書きはそれぞれの取決めの発効日です。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/agreements/ag_ep.pdf

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/texts/agreements/ag_ep.pdf

PATENTSCOPE® 検索サービス (www.wipo.int/pctdb)

PATENTSCOPE®内における特許文書の明細書及び請求の範囲の機械翻訳

PATENTSCOPE® 検索サービス内での「Google™ 翻訳」のより良い統合の結果、特許文書（PCT 公開公報、国内特許コレクション内の国内特許）の明細書及び請求の範囲のオンザフライ翻訳がサポートしているすべての言語利用できるようになりました。この追加機能の試用は、PATENTSCOPE®新しい検索ページから可能です。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

サーチを実行してある出願を発見したら、「明細書 (Description)」又は「請求の範囲 (Claims)」のいずれかのタブをクリックすると、「Powered by Google™ Translation」の語が後に続くボックスがテキストの上部に出現し、希望するテキストの翻訳の言語（現在 50 以上の言語オプションあり）を選択できます。

この新機能に関する更なる情報は、WIPO 独自のツールである CLIR（Cross-Lingual Information Retrieval）との統合の実行と同様、下記 URL からご覧いただけます。CLIR は検索式を 1 つの言語から複数の他の言語に翻訳することにより、包括的なサーチ結果の取得を促進するものです。

http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2010/news_0005.html

CLIR に関する情報は *PCT Newsletter* No. 05/2010 で公開されています。

XML フォーマットで電子的に出願された国際出願の中国語及び英語によるテキスト検索機能の開始

PATENTSCOPE® 検索サービスは、2010 年 1 月 1 日以降に、中華人民共和国国家知識産権局を受理官庁とした中国語又は英語で XML フォーマットで電子的に出願された国際出願に対して、中国語及び英語によるキーワード検索機能を追加しました。

検索可能なテキストデータには、2010 年 7 月 15 日以降に公開される上記条件を満たす国際出願の明細書及び請求の範囲が含まれています。国際出願に対して、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正、PCT 規則 26、37.2 及び 91 に基づく訂正、又は、PCT 規則 20.6 に基づく引用による補充がされた場合には、国際出願の XML データは更新されます。

テキスト検索は次の言語について可能です。英語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語、スペイン語。しかし、アルファベットを用いている言語（英語、仏語、ドイツ語、スペイン語）については、原本が XML フォーマットでない場合には、文書をスキャンして OCR を行うことで、検索可能なテキストフォーマットを作成しています。したがって、このフォーマットは原本と不一致な場所を含むことがあり、法的な価値を与えることはできません（文書の最初に、該当する場合には、テキストが OCR によって作成されたことが明記されます）。その結果、エラーのないスキャンされたイメージを含む、PCT 出願文書の PDF 版が原本の電子的写しとみなされます。

国内特許コレクション

PATENTSCOPE® 検索サービスは、40,000 件以上のアルゼンチンの国内特許コレクションを追加しました。このコレクションは 2003 年 1 月 30 日から 2010 年 5 月 27 日の間に出版された出願の情報を含んでおり、これまでに追加された他の国内コレクションとともに検索することが可能です。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“RIPT s.r.o.” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該修正された請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

PCT-SAFE : 国際調査機関としてのオーストラリア特許庁を利用する出願のための情報

上記「PCT 最新情報」に言及されている、2010 年 8 月 1 日発効の、オーストラリア特許庁による国際調査のための手数料の通貨の換算額の変更をご参照下さい。新しい額は次回リリース予定の PCT-SAFE ソフトウェアに含まれる予定です。

特許協力条約及び規則の条文集 (イタリア語、ポルトガル語、スペイン語の紙版)

2010 年 7 月 1 日発効のイタリア語、ポルトガル語、スペイン語版の特許協力条約及び規則の条文集 (紙版) が出版されました。お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ : (41-22) 740 18 12
 電子メール : publications.mail@wipo.int
 電子ブックショップ : <http://www.wipo.int/ebookshop>
 あて名 : 34, chemin des Colombettes

P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

2010 年 7 月 1 日発効の特許協力条約及び規則の電子版の条文が、英語、仏語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語でそれぞれご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語及びイタリア語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

WIPO 本部での包括的な PCT セミナー

国際段階の手続、PCT 出願の電子出願・手続に関する包括的なセミナーが 2010 年 10 月 4 日及び 5 日にジュネーブの WIPO 本部で開催されます。PCT 事業部の見学も含まれています。セミナーは特許管理者、弁理士事務所員向けで、講演者には PCT 法務部、PCT 事業部、国際事務局の受理官庁、及び、電子サービスヘルプデスクの経験豊かなスタッフが含まれる予定です。セミナーの日時、議論されるトピックスに関する詳細は、以下の URL 内のプログラムで見られます。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/program_october_4_5_2010.pdf

登録は無料です。登録をご希望の方は、2010 年 9 月 30 日までに次のアドレス宛に電子メールを送付して下さい (pct.seminars@wipo.int)。参加者は 50 人限定ですので、電子メールでの請求の受理順での登録の確認のため早期の登録をお勧めします。

実務アドバイス

国際出願の補正の根拠の表示

Q: PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正の根拠を書簡に表示する追加要件に関する PCT 規則 46.5 の改正の発効について、どのように表示すべきか説明いただけませんか。この書簡と PCT 規則 46.4 に基づく説明書との違いは何ですか。

A: まず初めに、PCT 第 19 条に基づき請求の範囲の補正を提出する際、あるいは、国際予備審査の請求を行った場合には、PCT 第 34 条(2)(b)に基づき請求の範囲の補正を提出する際、出願人は、最初に提出したすべての請求の範囲と差し替えるために、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を公開言語で提出しなければなりません(PCT 規則 46.5(a)及び 66.8(c))。

2010 年 7 月 1 日付けで、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正に関する PCT 規則 46.5 の改正、及び、PCT 第 34 条に基づく請求の範囲、明細書及び図面の補正に関する PCT 規則 66.8 の改正が発効されました。これらの規則改正の結果、出願人は、補正書に添付する書簡中に、出願時における国際出願中の補正の根拠の説明、すなわち、補正を裏付ける箇所の表示を含める必要があります。この要件は、請求の範囲の補正の場合に、最初に提出した請求の範囲と補正後の請求の範囲との相違について表示する、という添付書簡に対する現在の要件に追加するものです (PCT 規則 46.5 及び 66.8(c))。

補正の根拠に関しては、書簡において、明細書又は図面のある箇所について特定の言及をしなければなりません。これにより、審査官は、出願におけるこれらの明確な参照を参考にすることにより、補正が出願時の開示の範囲を超えた主題を含むかどうか評価することができます (PCT 第 19 条(2)及び第 34 条(2)(b))。したがって、「出願時の明細書を参照」、「出願時の請求の範囲を参照」といった不特定の表示は、一般的に補正の根拠の表示として十分では

ないとみなされます。

以下は、請求の範囲の補正の根拠の説明の例です。

"Claim 1 amended; claims 2 to 7 unchanged; claims 8 and 9 amended; claims 10 to 14 cancelled; claims 15 to 17 unchanged; new claim 18 added. (参考訳「請求の範囲第 1 項は補正します、請求の範囲第 2 項乃至第 7 項は変更しません、請求の範囲第 8 項及び第 9 項は補正します、請求の範囲第 10 項乃至第 14 項は削除します、請求の範囲第 15 項乃至第 17 項は変更しません、請求の範囲第 18 項は追加です。）」

(i) Basis for the amendment: Claim 1 has been amended at lines 4 and 11 to 14 and now indicates that the filter comprises a periodic backwashing means serially coupled to a first and second chamber. The basis for this amendment can be found in original claims 2 and 4 as filed. (参考訳「補正の根拠：請求の範囲第 1 項は、第 4 行並びに第 11 行乃至第 14 行が補正され、第 1 及び第 2 槽と逐次結合された周期的な逆洗手段を含むフィルタが示されている。この補正の根拠は出願時の請求の範囲第 2 項及び第 4 項に見られます。）」

(ii) Basis for the amendment: Concerning amended claims 8 and 9, the indication of 'quick-fire piston' is in paragraphs Nos. 2 and 19 in the description as filed. (参考訳「補正の根拠：請求の範囲第 8 項及び第 9 項の補正に関し、出願時の明細書の段落 2 及び 19 に「速射ピストン」が示されている。）」

(iii) Basis for the amendment: Claim 18 is new, the indication is in drawing no. III of the original application." (参考訳「補正の根拠：請求の範囲第 18 項は追加で、当初出願の図面第 3 図に記載があります。）」

PCT 第 19 条に基づく補正の場合、国際事務局 (IB) に提出しなければなりません、国際出願が添付書簡と同じ言語ではない場合 (書簡は英語又は仏語で提出しなければなりません – PCT 規則 92.2(d)参照)、参照は国際出願の言語で行うことができます。それにより審査官が参照を容易に見つけることができるでしょう。例えば、

"Basis for the amendment: Concerning amended claim 2, the indication of "請求項 1 に基づくパーキングアシストシステム" is in paragraphs Nos. 23, 46 and 85 in the description as filed." (参考訳「補正の根拠：請求の範囲第 2 項の補正に関し、出願時の明細書の段落 23、46 及び 85 に「請求項 1 に基づくパーキングアシストシステム」が示されている。）」

出願人が国際予備審査を請求しない限り、国際段階では、出願の補正の根拠を表示した書簡の提出のための要件の実体面での順守性はチェックされません。国際予備審査機関が、差替え用紙に書簡が添付されていない、又は書簡に補正の根拠を表示がなされていないことを見つけた場合、訂正指令を出す義務はなく、特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章) はその補正が行われなかったものとして作成することができます (PCT 規則 70.2(c)の 2))。この要件の順守は国内段階で重要になるかもしれません。指定官庁によってチェックされ、要件の不順守により補正が認められない結果となる可能性があります。

PCT 出願人の手引きにおいて、補正の根拠に関する情報をどのように添付書簡に含めるかについてのアドバイスを間もなく更新する予定です。

補正書の添付書簡と PCT 規則 46.4 に基づく説明書との相違に関する質問について、添付書簡の目的が、補正が何の構成からなるものであるかを審査官が正確に理解するのを助け、新規事項が追加されていない点を確認するのを支援するツールを審査官に提供することである

のに対し、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書には、出願人によって補正を行った理由の説明や明細書及び図面に及ぼす影響の表示を行った簡単な説明書を添付することができます。

書簡とは異なり、説明書は任意であり、かつ、国際出願とともに公開されます。PCT 第 19 条に基づく補正書に添付する書簡は、英語又は仏語で記載されなければならないのに対し、説明書は国際出願が公開された言語で記載されなければなりません（説明書の作成に関する更なる情報は PCT 規則 46.4 を参照）。したがって、補正を説明した説明書は、出願時と補正後の請求の範囲の相違及び補正の根拠を表示する添付書簡と、混同されてはならず、明確に区別されなければなりません（この説明書は、国際予備審査の請求書の Box No. IV の「補正に関する記述（statement concerning amendments）」とは異なります）。このような理由により、説明書は、条約第 19 条(1)に基づく説明書（Statement under Article 19(1)）といった見出しをつけることにより同定し、別個の用紙で行わなければなりません。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2010年10月号 | No. 10/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

故ダニエル・ブシェーズ氏をしのんで

2010年9月25日、1973年にWIPOに入り、その大部分をPCT部門に所属し、1988年から1995年の退職の年までPCT管理部門の部長として勤続していた、ダニエル・ブシェーズ氏が亡なられたことを深い悲しみの意を込めてお知らせ致します。同氏はPCTに対する高い専門性と献身を示し、1978年のPCT運用開始からその後の成長において重要な役割を果たしました。

PCT—特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム

新しいPCT—特許審査ハイウェイの合意

特許出願について特許審査官が他の特許庁の成果物（審査結果）を利用することができる場合に早期審査手続を請求することができるようにするための、多くの特許庁の二庁間合意が署名されています。これらの成果物には、PCTの枠組みで作成される、国際調査機関の書面による見解、国際予備審査機関の書面による見解、又は国際予備審査報告において肯定的な結果が得られた報告が含まれます。出願人がこの手続に基づいた早期審査を請求することによって、参加庁において通常より早く特許を取得することが可能になります。そして、それぞれの官庁によって作成されたPCT国際段階の成果物がPPHプログラムに組み入れられることにより、出願人及び官庁に対するPPHプログラムの利用性が大いに拡大されました。

欧州特許庁、日本国特許庁及び米国特許商標庁の間、並びに、韓国知的所有権庁及び米国特許商標庁の間のPCT—PPH合意についてはすでに*PCT Newsletter* No.02/2010及び06/2010でそれぞれ紹介されています。さらに、以下の官庁間においてPCT—PPH合意の署名がなされました（括弧内の日付は発効日、関連情報が以下のそれぞれのウェブサイトでご覧いただけます）。

オーストリア特許庁及びフィンランド国立特許・登録委員会（2010年7月1日）

http://www.patentamt.at/Das_Oesterreichische_Patentamt/News/PPH_Agreement_mit_Finnland/
http://www.prh.fi/en/uutiset/P_209.html

日本国特許庁及びフィンランド国立特許・登録委員会（2010年7月1日）

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/pph_pct/pct_e.htm
http://www.prh.fi/en/uutiset/P_203.html

オーストリア特許庁及び米国特許商標庁（2010年10月1日）

http://www.patentamt.at/Das_Oesterreichische_Patentamt/News/PPH_Agreement_mit_den_USA/
http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_apo.jsp

連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）及び米国特許商標庁（2010年10月1日）

http://www.rupto.ru/mejd_sotr/sod/pph/usa/3.htm
http://www.fips.ru/sitedocs/PPH_US_RU_Eng.pdf
http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_ru.jsp

日本国特許庁及びスペイン特許商標庁（2010年10月1日）

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/pph_pct/pct_e.htm
http://www.oepm.es/cs/OEPMSite/contenidos/PPH/PPH_en.htm
http://www.oepm.es/cs/OEPMSite/contenidos/PPH/Ventajas_requisitos_procedimiento_PPH.pdf

スペイン特許商標庁及び米国特許商標庁（2010年10月1日）

http://www.oepm.es/cs/Satellite?c=Page&canal=CAN1&cid=1144260495926&classIdio=ma_en_us&idContenido=1284622340648&idPageAnt=1144260495151&pagename=OEPMSite%2FPage%2FtplContenidoEditorial&tplContenido=tplNoticia
http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_spto.jsp

PCT-PPH は、上述の官庁すべての場合において、当初は試行プログラムの形式となっています。試行プログラムに基づいた国内の早期手続の請求に関心がある場合には、それぞれのウェブサイトで官庁が求めている要件、PCT-PPH 手続の請求方法を確認すべきです。

イギリスの「PCT (UK) 早期審査」制度（*PCT Newsletter* No.06/2010、1 ページ参照）は PCT-PPH 試行プログラムの一部ではありませんが、国際出願について肯定的な特許性に関する国際予備報告（第I章又は第II章）（どの機関が報告を作成したかは無関係）（更なる情報は次のウェブサイトを参照：<http://www.ipo.gov.uk/p-pn-fasttrack>）を受領した場合、イギリス国内段階での早期審査を請求することができるという類似の結果が得られます。

なお、特許庁間の多くの PPH 合意には、PCT 成果物を含まないものも含まれています。

これらの手続を提供している修正した官庁リストを含む PCT 関連資料内の PCT-PPH に関するページの更新は間もなくご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT-PPH に関する経験の提供のお願い

PCT-PPH に関連する経験及び戦略の共有のため、PCT ユーザーの皆様には PCT-PPH の経験を WIPO に提供いただくようお願いしております。いただいた情報は WIPO ウェブサイトに掲載する予定です。イギリスの PCT 早期審査制度のユーザーにも経験の提供をお願いしております。

提供に際して、実名・匿名いずれでも可能で、連絡先を含めていただいても結構です。提出先は次のメールアドレスにお願いします。pct.legal@wipo.int

PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 41 会期 PCT 同盟総会が 2010 年 9 月 20 日から 29 日の期間、ジュネーブにおいて開催されました。

同盟総会は PCT 規則の修正も採択し、同セッションの報告書（文書 PCT/A/41/4）の附属書に記載されました。これらの修正は 2011 年 7 月 1 日に発効する予定で、以下の微修正及び確認事項を含んでいます。

- 国際予備審査機関（IPEA）によって許可された明白な誤記の訂正を指定官庁及び公衆に利用可能とする方法
- 第 19 条及び第 34 条に基づく補正及び添付書簡に関して要求される翻訳
- 補正の根拠を示す書簡を提供しなかった場合に国際予備審査機関によって適用される制裁
- 国際予備審査報告の附属書類として含められる差替え用紙

更に、PCT 同盟総会は、PCT サービスの利害関係者への提供を改善する方法を見出すべく PCT 作業部会及び PCT 国際機関会合で取り組まれた作業に関する報告（文書 PCT/A/41/1 Rev. 及び 3）を留意しました。直近の PCT 作業部会において、加盟国は「PCT システムの機能の向上する必要性」（PCT Newsletter No.07-08/2010 参照）と題した WIPO による研究に基づいた一連の勧告を全会一致で承認しました。これらは、PCT システムの機能の向上、特に、国際調査及び予備審査報告の質の向上、第三者による先行技術の提供及びライセンスを援助するための IT システムの開発、といった PCT システムの機能を向上するために指定された様々な手法をカバーしています。合意された他の手法には、途上国の技術援助の準備とともに技術情報の普及及び技術へのアクセスという条約の目的を実現するという観点から、PCT システムがどのように機能するか、調査及び評価することを目的とした一連の研究が含まれています。

文書

PCT 同盟総会の文書が WIPO のウェブサイトから入手可能です（現在はドラフトレポートが含まれていますが、最終レポートは公表され次第掲載されます）。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/41

PCT 最新情報

CR：コスタリカ（手数料）

HN：ホンジュラス（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定）

IB：国際事務局（手数料）

2010 年 11 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料の USD の換算額が変更になります。

送付手数料	手数料表 1 参照（英語版をご参照下さい）
優先権書類の手数料	USD 48
航空郵便のための追加額	USD 10

NA：ナミビア（あて名）

年末の公報発行スケジュール及び国際事務局の閉庁日

国際事務局の閉庁日

2010 年 11 月及び 12 月そして 2011 年 1 月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて、2010 年 11 月 16 日、2010 年 12 月 24 日、27 日、30 日及び 31 日になります。国際事務局は 2010 年 12 月 28 日及び 29 日は業務を行います。新年は 2011 年 1 月 3 日（月曜日）より業務を開始します。

PCT 情報サービスの停止日

PCT 情報サービスは 2010 年 11 月 16 日及び 2010 年 12 月 24 日から 2011 年 1 月 2 日まで停止します。PCT 情報サービスは 2011 年 1 月 3 日（月曜日）午前 9 時（ジュネーブの時間）に再開します。

なお、休暇時期においても PCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、録音機能が使用できるとともに、緊急時に用いられる電話番号を知ることができます。PCT 情報サービスは国際出願の出願及びそれに続く PCT の国際段階での手続についてのご質問にお答えするサービスです。特定の国際出願に関する連絡は、IB 様式に記載されている担当チームのファクシミリ番号、若しくは PCT 文書課（Fax : (+41-22) 338 82 70）までお送りください。

公開スケジュールと公開の技術的準備

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である 2010 年 12 月 30 日（木曜日）は WIPO の閉庁日となりますので、一日早い 2010 年 12 月 29 日（水曜日）に公開されます。

2010 年 12 月 23 日の公開から、公開の技術的準備の完了が通常の公開日の 15 日前より早くなります。通常に戻るのは、2011 年 1 月 20 日公開分からとなります。詳細は以下の表をご参照ください。表には影響を受ける公開日のスケジュール及び IB に変更が届かなければならない日を示してあります。

国際公開:年末の休暇時期に変更となる日	
国際公開日	WIPO に出願人の通知が届く必要がある最終日
木曜日、 2010 年 12 月 16 日	火曜日、 2010 年 11 月 30 日(通常通り)
木曜日、 2010 年 12 月 23 日	月曜日、 2010 年 12 月 6 日
水曜日、 2010 年 12 月 29 日	金曜日、 2010 年 12 月 10 日
木曜日、 2011 年 1 月 6 日	木曜日、 2010 年 12 月 16 日
木曜日、 2011 年 1 月 13 日	水曜日、 2010 年 12 月 22 日
木曜日、 2011 年 1 月 20 日	火曜日、 2011 年 1 月 4 日(通常通り)

上記期間に公開される国際出願に関して、国際公開に変更を反映させたい出願人は上記日程に留意する必要があります。例えば、国際公開を防ぐことが可能な期間内に、出願人が PCT 規則 90 の 2.1(c)、90 の 2.2(e)及び 90 の 2.3(e) に基づく国際出願の取下げ、指定又は優先権主張の取下げを希望する場合、PCT 規則 46.1 に規定される期限が迫っている中で、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を提出することを望む場合、PCT 規則 92 の 2 に基づいて出願人、代理人、共通の代表者、発明者の表示の変更を望む場合、国際出願にこのような変更が反映されるためには、上記表の右欄に示された日までに、IB に通知が届く必要があります。

ます。

IBに通知を行う場合には、技術的準備が完了するより前に、出来るだけ早く提出されることを強くお勧めします。通知の方法としては、郵送も可能ですが、好ましくはファクシミリ（+41-22）338 82 70）又はPCTオンライン文書アップロードサービス経由（<https://webaccess.wipo.int/pctservice/en/>）（同サービスの詳細は、*PCT Newsletter* No.01/2010 第2ページ、及びPCTオンライン文書アップロードサービスのユーザーマニュアル（http://www.wipo.int/patentscope/en/service_center/）を参照）での送付をお勧めします。

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 出願人の手引きの更新

国際段階の概要及び索引が更新され、PDF フォーマットで英語でご覧いただけます（テキストが変更されている部分は、ページの右側に縦の線で示されています）。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html>

仏語版については間もなくご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/guide/fr/index.html>

PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事（WIPO マガジン No.4 から、“Water from Air – A Life-changing Innovation”、及び、“Goal-line Technology – Getting it Right”というタイトルの記事、並びに、WIPO マガジン No.5 から、“Milestones in Solar Aviation”、“Innovation Promotion in Brazil”、及び、“Anyone for coffee?”というタイトルの記事）をご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

WIPO マガジン No.4 及び No.5 の全記事を以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2010

よくある質問（FAQs）：PCT 第 19 条及び第 34 条に基づく補正

PCT 第 19 条及び第 34 条に基づく請求の範囲の補正の提出に関するよくある質問（FAQs）が英語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/faqs/amendments_19_and_34.html

他の言語については間もなくご利用いただけます。

PCT 規則

2010 年 7 月版（アラビア語、中国語）

2010 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文が PDF フォーマットでアラビア語及び中国語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct_regs.pdf

http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs.pdf

ロシア語による PCT 関連資料

国際予備審査の請求の様式

2010年7月版国際予備審査の請求の様式の編集可能なPDFフォーマットが、ロシア語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/ed_demand.pdf

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料のロシア語版（2010年7月15日付け）が更新され、ご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ru/seminar/basic_1/document.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、以下の名の新たな請求書が確認されました。

WPTI – World Patent and Trademark Index
 WOIP – Globex World Organisation Intellectual Property
 WIPD – World Intellectual Property Database
 RIPT – Register of International Patents

WIPD の請求書に使用されているロゴが WIPO のロゴに紛らわしいほど非常に類似しています。PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該修正された請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

特許協力条約及び規則の条文集 (ドイツ語の紙版)

2010年7月1日発効のドイツ語版の特許協力条約及び規則の条文集 (紙版) が出版されました。お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach

Services Section”までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12
電子メール： publications.mail@wipo.int
電子ブックショップ： <http://www.wipo.int/ebookshop>
あて名： 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

2010年7月1日発効の特許協力条約及び規則の電子版の条文が、ドイツ語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント パッチのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの更新パッチ(2010年10月1日付け)がPCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm

当該パッチは、関連する場合、PCT手数料の更新を主な目的としています。

当該パッチは、PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの 2010年7月1日版 (version 3.51.047.223) を完全インストールしたものののみ更新します。

詳細はPCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

PATENTSCOPE® 検索サービス (www.wipo.int/pctdb)

グリーン技術の検索のための新しいオンラインツール

WIPO は、気候変動に関する国際連合枠組条約によってリスト化された環境上適正な技術 (ESTs) に関連する特許情報の検索のために当該技術に関する国際特許分類 (IPC) システムにリンクするオンラインツールを立ち上げました。このツール「IPC Green Inventory (IPC グリーン技術インベントリー (一覧表))」には、ESTs に直接関連する約 200 のトピックスが含まれており、それぞれのトピックスは最も関連のある IPC とリンクしています。IPC システムはすべての技術分野がセクション、クラス、サブクラス及びグループの階層的なセットに分類され、知的財産庁の発明の新規性や最新技術の調査に不可欠なものです。

IPC システムへの関連に加え、IPC グリーン技術インベントリーは、すべての「グリーン技術」PCT 出願を自動的に調査・表示する WIPO の PATENTSCOPE® 検索サービスにハイパーリンクされています。しかし技術分野によっては、対応する PCT の対象が広がることもあり、その場合、特許調査の緻密性が低下する恐れがあります。

IPC グリーン技術インベントリーは、既存のあるいは緊急性のあるグリーン技術を、将来の研究開発及び商業開発の可能性のあるパートナーとともに特定するのに役立ちます。IPC グリーン技術インベントリーへのアクセス及び利用に関する更なる情報については、次のウェブサイトをご参照下さい。

http://www.wipo.int/classifications/ipc/en/est/ipc_patentscope.html

WIPO ウェブサイトで提供する知的財産に関する最新情報

知的財産法及び条約の検索及び参照ツール

WIPO は、国内知的財産権法令及び条約に関する最新情報を提供する、オンラインのグローバル IP 関連情報源である「WIPO Lex」を立ち上げました。WIPO Lex は、60 カ国以上の完全な IP 法律条文、100 以上の法制度を実質的にカバーしており、特に、自国に法令データベースや関連 IP 法令に関する情報が利用可能なインターネット基盤を有していない国の法令も含まれています。

WIPO Lex は、WIPO GOLD（*PCT Newsletter* No.07-08/2010 参照）内に構築されていますが、以下のアドレスからも直接利用可能です。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/>

知的財産活用事例データベース

WIPO は、発明者、創作者、企業家、研究者の知的財産に関する経験を紹介した新しいデータベースである「IP Advantage」を立ち上げました。データベースに収録された活用事例によって、知的財産が現実の世界でどのように機能し、特許・商標・著作権といった知的財産権が先進国・途上国双方におけるイノベーションの促進にどのように利用されるか、明らかにしています。

IP Advantage は以下のウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

更なる情報については、次のウェブサイトをご参照下さい。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2010/article_0037.html

PCT 及び特許統計

2009 年国際特許制度（仏語版、スペイン語版）

「2009 年の国際特許制度 – PCT 年次報告書：進展と成果」の仏語及びスペイン語版が PDF フォーマットでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/fr/activity/pct_2009.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/activity/pct_2009.pdf

これらの紙版もご利用いただけます（無料）。WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12

電子メール：publications.mail@wipo.int

電子ブックショップ：<http://www.wipo.int/ebookshop>

あて名： 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

世界知的所有権指標 2010

世界知的所有権指標 2010 “World Intellectual Property Indicators 2010” が WIPO から出版されました。この出版物は、世界中の特許及びその他の知的所有権の利用状況について網羅的な概観を提供します。この報告は 2008 年（又は利用可能な場合には 2009 年）の数字に基づいており、数分野において昨年の報告を拡張しています。特に、微生物に関する統計が初めて掲載され、様々な特許ベースの新指標が導入されています。新しい「特別のテーマ」では、経済危機及び回復のイノベーションへのインパクトに関する分析情報が提供されています。また、2009 年の特許出願の傾向の分析に加え、IP 出願とビジネスサイクルとの歴史的関連性についても記述されています。

この報告は、現在は英語版のみありますが、仏語版及びスペイン語版も間もなく作成されます。報告は WIPO の IP 統計ウェブサイトにおいて無料でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/>

実務アドバイス

PCT 規則 4.17 に基づく申立ての標準文言を維持することの重要性

Q: PCT 規則 4.17 (iii) に基づく申立て（すなわち、先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する申立て）を国際出願とともに提出する予定です。しかし、願書に記載する標準文言として提示されている申立ての文言について、国際出願の状況を明確化するための修正を行う必要がある場いどのようすべきかよくわかりません。状況に応じて文言を修正することは可能でしょうか。

A: PCT 規則 4.17 に基づくすべての申立ては、PCT 実施細則第 211 号および第 215 号において提示されている標準文言（及び、第 VIII 欄又は第 VIII 欄の注に含まれている或いは PCT-SAFE ソフトウェアによって生成される文言）に従わなければなりません。アメリカ合衆国を指定国とする際に提出する発明者である旨の申立てについては、あらかじめ標準文言が印刷されているが、この場合を除き、出願人は、該当事案の事実や出来事の順序等を考慮して、標準文言の項目及び要素を選択し、適切な順序で並べなければなりません。例えば、PCT 規則 4.17(iii) に基づく申立ての文言に関して、先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格を説明するために、必要に応じて、(i) から (viii) までの項目に記載されている事項の含有・削除・反復・並び替えを行うことができます。しかし、これらの項目に記載されていない新たな文言を導入することはできません。

PCT 規則 26 の 3.2(a) に従って、受理官庁又は国際事務局は、申立てが必要な文言とされていないことを認めた場合には、出願人に対し優先日から 16 ヶ月の期間内に当該申立てを補充するよう求めることができます。その後、申立てが標準文言に従って補充されない場合であっても、いかなる権利も喪失せず、国際事務局は申立てを公開します。そして、指定官庁の権限でその申立てが受理されるか否か決定され、また、指定官庁は、国内段階において新たな申立て又は更なる証拠の提出を要求することができます。

PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出は、国際段階における任意の手続である点、留意が必要です。そのような申立てを提出することにより、出願人は、国内移行の際に要求される情報の提供を、たった一回の、より簡易で一元化された手続を利用することになり、国内段階において異なる国内用の申立てを指定官庁毎に提出すること、又は該当する場合、文書による証拠を指定官庁に提出すること（例えば、譲渡証書）に比べ有利になることがあります。

結論として、もし出願の状況が、特定の申立ての標準文言が利用できないような場合には、国内段階において、各指定官庁に対し、適用される国内法令の要件に従う方が望ましいかも

しれません。

申立ての提出に関する更なる情報は、PCT 出願人の手引きの段落 5.074 から 5.083 をご覧いただくとともに、各指定国における PCT 規則 51 の 2 に基づく要件については、同手引きの国内段階の章における関連する概要をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

また、申立ての作成の際には、願書の第 VIII 欄の注を一読されることを強くお勧めします。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/ed_request.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2010年11月号 | No. 11/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際事務局へのクレジットカードによる手数料の支払に関する注意喚起

2010年7月のオンラインPCT E-Paymentシステムの立ち上げを受けて、国際事務局は2011年1月1日以降、PCT様式PCT/RO/197及びPCT/IB/380で提供されたクレジットカード情報の受付及び手続を行わない予定です。同日より国際事務局は出願人に代わって一切のクレジットカード情報を取り扱いません。新出願に関する受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に対する手数料、及び、出願の受理官庁にかかわらず補充国際調査請求に関する国際事務局への手数料のクレジットカードによる支払はPCT E-Paymentシステム経由のクレジットカードによってのみ行うことができます。

このサービスの主な利点は、国際事務局に対し、別個の様式でクレジットカード情報を提供しなくてもよく、安全確実な環境下で出願人自身によるオンラインクレジットカード取引が可能です。オンラインクレジットカード支払の利用説明が送付される有効なEメールアドレスの国際事務局への提供のみ要求されます。そして、PCT-SAFEでの”Credit Card (E-Payment)”の選択、若しくは、該当する場合、様式PCT/RO/101（RO/IBへの新出願）又はPCT/IB/375（補充国際調査請求）の対応手数料表での支払オプションとしての”credit card”のチェックを行います。

PCT E-Payment サービスから送付されるEメールは”no.reply@wipo.int”からのもので、返信メールを受け付けていません。出願人の責任で、このアドレスからのEメールの受信を受信者側のいかなる理由（例えばスパムフィルタ）によってもブロックしないこと確実にしておかなければなりません。出願人はまた、以下のアドレスのWIPO Patentscope®ウェブサイトのPCTサービスセンター上のリンク経由ですべてのペンディング中の保留中のPCT E-Paymentクレジットカード取引に対し1件ごとにアクセスすることが可能です。ユーザーガイドラインもご覧いただけます。

http://www.wipo.int/patentscope/en/service_center/

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料、取扱手数料（多くの官庁）

2010年1月から、国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料、手数料表の第4項に記載されたPCT-EASY及び電子出願の手数料減額、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料について所定の通貨の額が変更になります。

これらの変更はPCT出願人の手引き（英語版）の以下の別添（Annex）で更新されています。

-Annex C（受理官庁）：AM, AP, AT, AU, AZ, BA, BE, BH, BW, BY, BZ, CA, CL, CO, CR, CU, CY, CZ, DE, DK, DO, EA, EC, EG, EP, ES, FI, FR, GB, GE, GH, GR, GT, HN, IB, IE, IL, IN, IS, IT, JP, KE, KG, KR, KZ, LR, LT, LU, LV, MC, MD, MT, MW, NI, NL, NO, NZ, PE, PG, PH, PT, RU, SC, SE, SG, SI, SK, SM, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZA, ZM, ZW;

-Annex D（国際調査機関）：AT, AU, BR, CA, CN, EP, ES, FI, JP, KR, RU, SE, US, XN;

- Annex SISA (国際調査機関(補充調査)): AT, EP, FI, SE, XN;
- Annex E (国際予備審査機関): AT, AU, BR, CA, EP, ES, FI, JP, KR, RU, SE, US, XN

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>

CL: チリ (管轄国際調査及び予備審査機関)
EP: 欧州特許庁 (微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定)
ES: スペイン (電子形式の国際出願に関する要件及び実務の変更)
UK: イギリス (電話番号)
PT: ポルトガル (Eメールアドレス、手数料)

補充調査手数料 (欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

2010年10月1日、欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁に対する補充調査手数料のCHFで支払う換算額が変更されました。2010年10月15日付けでPCT手数料表の改訂版に遅れて表示され、Table I(c)に含まれていますが、PCT Newsletter No.10/2010で公表された2010年10月1日付けのPCT手数料表には含まれていない点ご注意ください。

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en>)

PCT 期間計算システム

PCTに関する重要な期間を計算するウェブに搭載されたPCT期間計算システムが日本語及び韓国語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/calculator/pct-calculator.html>

<http://www.wipo.int/pct/ko/calculator/pct-calculator.html>

また、当該計算システムは英語でもご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html>

他の言語については現在準備中で、PCT Newsletterでまもなく公表いたします。

PCT—特許審査ハイウェイ

PCT成果物を含まない別個の特許審査ハイウェイ (PPH) 合意に関するものとともに、PCT成果物を利用した早期審査手続のための二庁間合意に関する追加情報及びPCT-PPH請求様式へのリンクを含む、PCT-PPH試行プログラムに関するページが更新されました。

それぞれの参加庁における様式及び行政手続に関する更なる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT 同盟総会報告

最新のPCT同盟総会報告書が1978年から2010年のPCT同盟総会報告書の検索可能な収録に追加されました。以下のウェブサイトでは英語又は仏語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/meetings/assemblies/reports.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/meetings/assemblies/reports.html>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と韓国知的所有権庁 (KIPO) との間の改正された取決めの条項が英語及び仏語で公表されました。同取決めには、2010 年 10 月 19 日に発効する国際調査機関及び国際予備審査機関の機能に関する規定が含まれます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_kr.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_kr.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手料金は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“WIPD – World Intellectual Property Database” (2010 年 10 月 15 日) 及び“ITPD – International Trademarks & Patents Database” (2010 年 10 月 11 日) 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手料金は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報に関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

E メール : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

国際出願に関して出願人を代理する資格のない「代理人」による手数料の支払

Q: フランスの居住者又は国民でない単独出願人を代理して、受理官庁としての国立工業所有権機関 (フランス) (RO/FR) に国際出願を行いました。その結果として、RO/FR は PCT 規則 19.1 に基づく当該国際出願の受理を管轄しないため、PCT 規則 19.4(a)(i) に基づき受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に送付されることになります。出願人の住所及び国籍の国の官庁に対して手続を行う資格を有しておらず、出願人を代理することができないため、出願人は出願人の居住国の代理人を探すことを希望しています。その間、後払手数料が課されたり、国際出願が取下げられたりすることがないように、代わりに手数料の支払手続を行うことを希望しています。RO/FR への国際出願の手料金の支払について、同庁への支払のための事務所の普通口座を利用して行うつもりでしたが、RO/IB に支払可能なクレジットカードでの手数料の支払を行いたいと考えています。当該出願について選任された代理人としてみなされないことを考慮すると、出願人に代わって手数料を支払う資格はあるのでしょうか。

A: 国際出願が RO/IB に提出される、又は PCT 規則 19.4 に基づいて RO/IB に転送された場合、RO/IB は出願人が代理人によって代理されることを要求しません。しかしながら、代理人が選任されている場合、その選任は RO/IB に対する手続をとる権能を有する代理人でなければなりません（すなわち、出願人がその居住者又は国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対して業として手続をとる権能を有する者）（PCT 規則 83.1 の 2(a)）。（本件における当初代理予定の「代理人」は）出願人の住所又は国民の国の官庁又はその国のために行動する官庁に対して業として手続を権能を有していないことから、RO/IB は職権によって願書を修正し、その立場を「代理人」から「通知のためのあて名」に変更するでしょう（PCT 規則 4.4(d)参照）。そして、その通知のためのあて名として、通常、出願人又は代理人に送付されるいかなる通知（様式 PCT/RO/102（所定の手数料の納付に関する通知））も受理することになるでしょう。しかし、受理官庁への出願人からのいかなる通知も PCT 規則 92.1 に基づいて出願人が署名する必要があります。しかし、国際出願に関する手数料の支払については出願人の署名は要求されておらず、（当初代理予定の「代理人」は）手数料を支払う資格があります。これは特に、出願人にとって、手数料支払のための残りの期間より長い時間を新たな代理人の選任にかけることができるという利点をもたらします。

RO/IB はこの出願に対し新しい国際出願番号（PCT/IB2010/.....）を付与します。よって、手数料の支払の前に、この新しい番号を参照できるように、番号が通知されるまで待たなければなりません。そして、PCT 規則 19.4 に基づいて国際事務局に送付された場合の手数料支払期限は国際事務局が当該出願を受理した日から 1 ヶ月であり（PCT 規則 19.4(c)参照）、（最初に出願した官庁が受理した日から 1 ヶ月である対し）手数料支払期間に少し余裕があります。

RO/IB に対してクレジットカードによる手数料の支払いを希望する場合、PCT E-Payment サービスを利用します。ご利用にあたって、国際事務局からオンラインクレジットカード支払のための指示を送付するための E メールアドレス及びクレジットカードによる手数料の支払いを希望する旨の記載を含むものを国際事務局に対して提供しなければなりません。PCT 規則 19.1(iii) に基づいて RO/IB に国際出願がなされている場合、通常、願書（様式 PCT/RO/101）の第 IV 欄に E メールアドレスを記載し、願書様式に添付される手数料計算用紙の“mode of payment”（支払方法）欄で“credit card”（クレジットカード）のボックスにチェックを入れることによって行うか、あるいは、PCT-SAFE ソフトウェアの対応箇所にマークすることにより行います。しかし、本件の場合、これらの手続はおそらく行えないので、これに関連する情報を別途 FAX（+41-22 910 06 10）又は郵送で提出するか、あるいは、好ましくはオンライン文書アップロードシステムを通して（“General Correspondence”（通知一般）を利用）提出することができます。なお、出願後の RO/IB への他の通知についてオンライン文書アップロードシステムを通して提出する場合には、該当する場合、より特定の種別を選択すべきです。RO/IB は E メールでの手数料計算表又は E-Payment に関する通知を許可していない点ご注意ください。

RO/IB は、出願人を代理する権利があるかないかにかかわらず、E メールで必要な指示を送付します。E メールには、PCT E-Payment システムでの対応するオンライン取引のためのリンクが含まれており、安全かつ内密な方法で取引を完了させることができます。

出願人を代理する資格を有する代理人が選任された時点で、出願人又は新たに選任された代理人は PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の請求を送付しなければなりません。そして、様式 PCT/IB/306「変更の記録の通知」が作成され、その写しが（当初代理予定の「代理人」に）送付されます。その後、その住所は、もはや「通知のためのあて名」とはみなされません。出願に関する更なる通知はすべて新たに選任された代理人に送付されます。

RO/IB に対する国際出願に関するさらなる情報は、次のサイトをご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html>

また、PCT E-Payment サービスを利用した手数料の支払いに関するさらなる情報は、ユーザーガイドをご参照下さい。

http://www.wipo.int/patentscope/en/service_center

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2010年12月号 | No. 12/2010

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT メーリングリスト

PCT Newsletter メーリングリスト

「E-mail updating service」メーリングリストの名称が「PCT Newsletter Mailing List」に変更されました。そして、このサービスがPCTユーザーに対する重要な更新の臨時的な情報提供に利用されていますが、最大の目的を新しいPCT Newsletterの発行を通知することとしました。すでにE-mail updating serviceを購読されている方は新たな手続は不要です。このサービスを購読されていない方は、関連ボックスにEメールアドレスを入力することにより無料で入会登録できます。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.html>

PCT 出願人の手引きメーリングリストの新たな購読者に起こりうる問題

PCT出願人の手引きのユーザーは、最新の更新情報がEメールで送信される、E-mail updating serviceを購読することができます。技術的問題により、最近、ユーザーの中にはこのサービスを購読しようする際に困難に直面される方がいます。このサービスを購読しようとした方でEメール（毎週送信されています）を受け取られたことがない方は、以下のサイトに入り、同ページの右端にある「PCT Applicant's Guide Mailing List」のボックスにEメールアドレスを入力することにより、から再度購読を行ってみて下さい。更新サービスから送信されるEメールアドレス（pct.guide@wipo.int）が「安全な」アドレスとして認識されていて、スパムフィルタによるブロックがなされないことをご確認下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

国際事務局の年末の閉庁日（誤植）

PCT Newsletter No.10/2010 で公表された国際事務局の2010年12月から2011年1月の間の閉庁日に関して申し上げます。先日お知らせしました閉庁日（週末及び2010年12月24日、27日、30日、31日）に加え、2011年1月3日も国際事務局の閉庁日になります。よって、国際事務局は2010年12月28日及び29日は業務を行い、新年は先日お知らせした2011年1月3日（月曜日）ではなく2011年1月4日（火曜日）から業務を開始します。

PCT 最新情報

AL：アルバニア（官庁の名称、Eメール及びインターネットアドレスの変更、手数料）
AT：オーストリア（PCT-EASY 物理的媒体を添付したPCT-EASY 願書の提出）
CL：チリ（FAX 番号）
EE：エストニア（手数料）
GT：グアテマラ（管轄国際調査及び予備審査機関）
IB：国際事務局（手数料）

2011年1月1日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料のEUR及び

USD の換算額が変更になります。

送付手数料	手数料表 1 (a)参照 (英語版をご参照下さい)
優先権書類の手数料	EUR 38 又は USD 51
航空郵便のための追加額	EUR 8 又は USD 10

KZ : カザフスタン (官庁の名称、所在地及び郵便のあて名、電話番号及び FAX 番号、E メール及びインターネットアドレスの変更)

MY : マレーシア (所在地及び郵便のあて名、電話番号及び FAX 番号の変更)

SM : サンマリノ (手数料)

予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料 (スペイン特許商標庁)

Patentscope® 検索サービス

国内特許及び PCT コレクションの日本語インターフェース

Patentscope®ウェブサイトの「国内特許及び PCT コレクションの検索 (Search International and National Patent Collections)」の日本語ページが利用可能になりました。次のウェブサイトの「オプション (Option)」メニューから言語「日本語」を選択して下さい。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

この日本語ウェブページには、検索画面のインターフェース、検索結果、検索ヘルプ及びサポートのページが含まれています。他の言語についても間もなく追加されます。この検索ページでは、約 180 万件の PCT 出願及び約 530 万件の国内又は広域の特許及び出願について検索を実行することが可能です。

電子形式による配列表の提出に関する注意喚起

欧州特許庁 (EPO) は、テキストフォーマット及びイメージフォーマット (例えば PDF フォーマット) の両方の配列表が含まれた国際出願を受理してきており、出願人に対し両方のフォーマットの提出は不要である旨国際事務局から注意喚起するよう、国際事務局に通知しました。

PCT における配列表の提出に関するさらなる情報は、実施細則の Annex C、PCT 出願人の手引きの段落 5.099-5.104 及び PCT Newsletter No. 07-08/2009 をそれぞれご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>

http://www.wipo.int/pct/en/guide/ip05.html#_5.099

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct_news_2009_07.pdf

特許協力条約及び規則の条文集 (アラビア語の紙版)

2010 年 7 月 1 日発効のアラビア語版の特許協力条約及び規則の条文集 (紙版) が出版されました。お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ : (41-22) 740 18 12

電子メール : publications.mail@wipo.int

電子ブックショップ : <http://www.wipo.int/ebookshop>

あて名 : 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

2010年7月1日発効の特許協力条約及び規則の電子版の条文が、アラビア語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en>)

PCT 期間計算システム

PCTに関する重要な期間を計算するウェブに搭載された PCT 期間計算システムが英語、日本語、韓国語に加え、仏語、ドイツ語、ロシア語及びスペイン語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/fr/calculator/pct-calculator.html>

<http://www.wipo.int/pct/de/calculator/pct-calculator.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/calculator/pct-calculator.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/calculator/pct-calculator.html>

他の言語については現在準備中で、PCT Newsletter でまもなく公表いたします。

知的所有権庁の 2011 年閉庁日

国際事務局は、多くの工業所有権庁の 2011 年における閉庁日をまもなく公開します。2007 年以降すべての年のものを含む全収録を次のサイトで閲覧することができます。

<http://www.wipo.int/pct/en/closeddates/index.html>

国際事務局は関係官庁から受け取った情報をもとに継続的にこの収録の拡大・更新を行っています。

PCT 様式

受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関の様式 (スペイン語)

願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査の請求の様式 (PCT/IPEA/401) (ポルトガル語)

これら全ての様式は以下のサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

PCT 出願人の手引きの更新

国際段階の概要が更新され、PCT の枠組における WIPO 優先権書類アクセスサービス (DAS) の情報が追加されました (段落 5.070 から 5.070C 参照)。以下のサイトでご覧いただけます。

HTML: <http://www.wipo.int/pct/en/guide/ip05.html# 5.070>

PDF: <http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

仏語版については間もなくご覧いただけます。

実務アドバイス

優先権書類提出に利用可能な様々なオプション

Q: 二つの先の出願、うち一つは米国、もう一つはカナダに出願されたもの、に基づく優先権主張を伴う国際出願を行う予定です。受理官庁としてカナダ知的所有権庁、米国特許商標庁又は国際事務局のいずれかを選択することができます。受理官庁の選択により、優先権書類の謄本の提出の要件を満たすために利用可能なオプションにどのように影響が及ぶでしょうか。考慮すべき特別の事項がありますか。

A: 優先権書類の要求を満たすには基本的に次の三通りの方法があります。

1. 先の出願の優先権の認証謄本を受理官庁又は国際事務局に送付する。このオプションは常に利用可能です (PCT 規則 17.1(a))。
2. 受理官庁に対し、先の出願の謄本を作成し及び国際事務局に送付するよう請求する。このオプションは、先の出願が提出された官庁であって、当該官庁が受理官庁として機能する場合に利用可能です (PCT 規則 17.1(b))。
3. 国際事務局に対し、先の出願の謄本を電子図書館から入手するよう請求する。このオプションは、選択された受理官庁に関わらず、先の出願が WIPO 優先権デジタルアクセスサービス (「DAS」又は「PDAS」) の参加庁に提出されている場合に利用可能です (PCT 規則 17.1(b) の 2))。

紙の願書様式 (PCT/RO/101) には、受理官庁による電子図書館からの優先権書類の入手可能性についても言及されていますが、現在、このサービスを提供している受理官庁は存在しません (国内出願についての優先権書類交換を行っている官庁であっても同サービスを提供していません) ので、この記述は無視しなければなりません。PCT-SAFE のインターフェースにおいてはこのオプションはグレー表示されており選択することはできません。

受理官庁としてのカナダ知的所有権庁に国際出願を行うことを選択する場合、最も実務的なオプションは、受理官庁に対し先のカナダ出願の謄本を (国際事務局に) 提出することを請求し、さらに、米国特許商標庁から先の米国出願の認証謄本を入手するか又は国際事務局に対し DAS を通して謄本を取得するよう請求します。

受理官庁としての米国特許商標庁に出願することを選択する場合、米国特許商標庁に対し先の米国出願の謄本を (国際事務局に) 提出することを請求することができます。カナダ知的所有権庁はまだ DAS の参加庁ではないので、カナダ出願についてはカナダ知的所有権庁から認証謄本を取得し、受理官庁としての米国特許商標庁、又は、好ましくは国際出願後に謄本を受理した場合には国際事務局に送付する選択肢のみです。

受理官庁としての国際事務局に出願することを選択する場合、カナダ知的所有権庁からカナダ出願の認証謄本を取得する必要がありますが、米国出願については米国特許商標庁から認証謄本を取得するか、又は、国際事務局に対し DAS 経由の謄本の取得を請求する選択肢があります。

(該当する場合) 特定の優先権書類の送付又は取得に関連する一つのボックスのみにチェックをすることが要求されており、選択したオプションが実際にその出願について利用可能であることが確保されていなければなりません。もし以上のボックスをチェックした場合あるいは選択したオプションが利用可能でない場合、受理官庁又は国際事務局から意図を明確にするための追加の対応を求められることになるでしょう。

DAS 及び認証謄本の選択

米国特許商標庁、欧州特許庁、日本国特許庁及び韓国知的所有権庁の間の優先権書類交換システム（PDX）の利用経験がある方には、優先権書類の要件を満たすための DAS 利用の可能性は非常に魅力的に見えるでしょう。このサービスは無料であり、認証謄本の請求、受理、転送の心配をする必要がありません。しかし、DAS 手続を理解することが不可欠です。なぜなら、**手続は PDX と同じではなく、国際事務局が認証謄本を国際公開の日前に受理した場合に提出期間内に受理したとみなす旨の PCT 規則 17.1(a)のただし書きは PCT 規則 17.1(b)の2)に基づく要件には適用されません。**

PDX システムは官庁同士の信頼に基づいた二庁間合意に基づき運用されています。DAS は PCT 出願に対して利用することは可能ですが、特別の実務上の関係を有していない官庁間のパルルート出願を第一に考えて設計されたもので、出願人が特別にある出願の転送を許可することを可能とする追加のセキュリティ機能を含んでいます。DAS の中心のシステムは国際事務局によって運用されていますが、国際事務局が他の国内官庁であれば行うであろうすべての関連手続なしに PCT 目的の書類の取得又は送付を実施することはできません。

国際事務局に電子図書館からの優先権書類の取得の請求を行うことを決めた場合、PCT 規則 17.1(b)の2)の要件を満たすために**次のステップのすべて**を行う必要があります、請求は**最先の優先日から 16 ヶ月以内**に行われなければなりません。

(a) 先の出願が提出された官庁に当該出願が DAS で利用できるよう請求します。この準備は参加庁間で異なりますのでそれぞれの官庁のウェブサイトで詳細をチェックすべきです。しかし、本件の場合、米国特許商標庁への第 1 国出願ですので、様式 PTO/SB/39（又は様式 PTO/SB/01 の関連ボックスにチェック）を米国特許商標庁に提出します。DAS 経由の米国優先権書類へのアクセスを許可するための許可証の詳細については次のサイトをご覧ください。

http://www.uspto.gov/web/patents/pdx/permitting_access.pdf

(b) [このステップは第 1 国出願の官庁としての米国特許商標庁に特有のもので—他のほとんどの官庁については、更なるユーザーの指示なしに、ステップ(a)の一部として同等の手続が自動的に行われます。] 次の WIPO の DAS ウェブポータルに入り、

https://webaccess.wipo.int/priority_documents/en/

WIPO デジタルアクセスサービスに当該出願を登録するために関連情報を入力します。「アクセスコード」は米国出願のための確認番号で、EFS-Web 電子確認受領書及び出願受領書に記載されています。当該出願が米国特許商標庁によって無事登録されたかどうかを示した E メールを待ちます—一般的に 1 営業日かかります。無効な E メールアドレスが登録されるのを避けるために登録手続の過程で要求される E メールアドレスの入力の際には注意が必要です。

(c) 再びウェブポータルに入り、「Update Access Control List（更新アクセスコントロールリスト）」タブを使って、国際事務局に先の出願へのアクセス権を設定します。

(d) 願書の第 VI 欄のボックス又は PCT-SAFE の対応するボックスにチェックを入れることにより、又は、別途国際事務局にその旨を請求することにより（この目的のために使用する文例については、PCT Newsletter No.01/2010 第 4-5 ページ参照）、国際事務局に対し、該当優先権書類を取得するよう請求します。

ステップ(a)から(c)は相互依存しており、この順序でのみ進めることができます。ステップ(d)の前に(a)から(c)のステップを完了させることにより、国際事務局への追加の連絡を行わなく

て済むようにすることを強くお勧めします。当該ステップが完了していない場合、国際事務局が最初に取得を試みた際、該当優先権書類にアクセスできず、国際事務局への追加の連絡が必要になる可能性があります。すべての問題発生リスクをなくすために、国際出願前又は少なくとも出願の記録の写しを受理官庁から国際事務局が受理するであろうタイミングの前までに、(a)から(c)のステップを実行しておくべきです。

より多くの官庁が、特に、一つの認証謄本のみ要求され、願書の関連ボックスにチェックを入れることにより受理官庁から容易に提供される PCT 制度よりはむしろ、多数の優先権書類を扱う必要があるパルルート出願に対する DAS サービスに参加するようになれば、DAS は将来、優先権書類の取得方法としてどんどん普及していくでしょう。国際事務局は DAS の利用プロセスの簡易化を考えています。さらに、また規則 17.1(a)に基づき適用される 16 ヶ月の提出期限への同様の柔軟性を提供し、国際公開の日前に国際事務局が実際に受理した場合に提出期限内に受理したとみなすことができるよう、規則 17.1(b)の 2)の改正の提案を検討していますが、当分の間、出願人は先の出願が提出された官庁に関して適用される DAS 手続を十分認識し、提出期限を厳守することが重要です。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧